

平成 2 2 年度定期監査結果報告書

三重県監査委員

目 次

第1	監査の概要	
1	監査の対象	1
2	監査の実施箇所及び実施年月日	1
3	監査の実施方法	1
4	監査の着眼点	2
第2	監査の結果及び意見	
1	監査の結果	2
2	監査の意見	3
	【共通意見】	
	(1) 収入未済	3
	(2) 業務委託契約	4
	(3) 公共工事等	6
	(4) 補助金等	8
	(5) 事務費の執行	8
	(6) 扶養手当等の認定事務等	9
	(7) 事務管理体制の強化と徹底	10
	(8) 公益法人制度改革	10
	【部局】	
	政策部	11
	総務部	16
	防災危機管理部	23
	生活・文化部	26
	健康福祉部	32
	環境森林部	43
	農水商工部	50
	県土整備部	60
	出納局	69
	【各種委員会等】	
	企業庁	71
	病院事業庁	76
	議会事務局	80
	監査委員事務局	82
	人事委員会事務局	83
	教育委員会事務局	84
	労働委員会事務局	98
	海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局	99
	警察本部	100
別 表	〔監査実施箇所一覧〕	
1	総括本監査の実施年月日等	105
2	部局等別の監査実施箇所及び実施年月日等	105

平成 22 年度定期監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 22 年 4 月 8 日から同年 10 月 14 日までに実施しました監査について、その結果を次のとおり報告します。

平成 22 年 10 月 25 日

三重県監査委員 植 田 十志夫
三重県監査委員 中 森 博 文
三重県監査委員 北 川 裕 之
三重県監査委員 田 中 正 孝

第 1 監査の概要

1 監査の対象

予算の執行、財産の管理等が適正に処理されているかを主眼とし、これに関連する事業の執行等を監査の対象としました。

2 監査の実施箇所及び実施年月日

平成 22 年度監査は、18 部局等を監査単位とし、部局長等に対して総括本監査を行いました。

また、総括本監査に先立ち、監査単位を構成する本庁各分野等及び地域機関の計 232 箇所について箇所別の監査を行いました。

監査実施箇所別の実施年月日等は、以下のとおりです。

〔監査実施箇所数〕

区 分	対象箇所数	委 員 監 査		事務局予備監査	
		実地監査	書面監査	実地監査	書面監査
部 局 等	5 0	4 8	2	5 0	0
地域機関	1 8 2	9 2	9 0	1 1 4	6 8
計	2 3 2	1 4 0	9 2	1 6 4	6 8

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により実施しました。

- (1) 監査委員による実地監査は、監査対象箇所へ出向き、事務局職員の予備監査の結果も踏まえ、提出された監査資料に基づき、関係者から説明の聴取を行うなどにより実施しました。
- (2) 監査委員による書面監査は、在庁のまま、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、また、必要に応じ追加資料の提出を求めるなどにより実施しました。
- (3) 議会事務局の監査のうち政務調査費の監査において、中森博文監査委員及び北川

裕之監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥されました。

- (4) 監査委員事務局の監査において、植田十志夫監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥されました。

4 監査の着眼点

監査は、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかを検証し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が最小の経費で最大の効果を上げているかなども留意しました。

また、平成 21 年度監査結果の意見に対する取組等の改善状況、包括外部監査の結果についてもあわせて確認しました。

第 2 監査の結果及び意見

1 監査の結果

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事業の執行等については、以下のとおり是正・改善を要するもののほかは、概ね適正に処理、執行されていた。

部局等ごとの監査の意見は次のとおりであるので、部局長等においては、速やかに適切な措置を講じられたい。

事業の執行に関し、是正・改善を求める意見数 (単位：件)

部局、各種委員会等に対する共通意見	部局、各種委員会等に対する個別意見
8	82

財務事務の執行に関し、是正・改善を求める意見数 (単位：件)

項目	収入に関する事務	支出に関する事務	財産管理に関する事務	人件費に関する事務	事務管理体制	その他の監査項目	計
意見数	23	48	24	13	14	20	142

2 監査の意見

[共通意見]

(1) 収入未済

一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、134 億 3,354 万円（対前年度比 102.7%）と前年度に比べ 3 億 5,106 万円増加している。他に、企業会計の収入未済額が 1 億 8,918 万円（同 91.7%）となっている。

県税の収入未済額は、72 億 8,093 万円（同 103.8%）で、特に市町において賦課徴収される個人県民税が、58 億 6,673 万円（同 116.2%）と前年度より 8 億 1,719 万円増加している。税源移譲が行われたことから、市町の収納促進への支援に一層取り組むとともに、収入未済の収納促進に努められたい。

また、各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。

あわせて、各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。

また、債権管理にかかる督促状の送付時期や延滞金の事務処理などについて、部局内で統一された取扱いとなっていない例があるので、公平性の観点から、事務処理などの取扱いを統一されたい。

[一般会計、特別会計]

(単位：円)

箇所名	区 分	現年度 〔平成21年度〕 発生分	過年度 〔平成20年度〕 以前発生分	計
総 務 部	県税	2,643,742,987	4,637,183,988	7,280,926,975
	県税加算金	20,341,347	21,286,383	41,627,730
	小 計	2,664,084,334	4,658,470,371	7,322,554,705
生 活 ・ 文 化 部	中小企業従業員住宅家賃下料	-	43,606,292	43,606,292
	文化会館等使用料	-	110,000	110,000
	その他	-	297,000	297,000
	小 計	-	44,013,292	44,013,292
健 康 福 祉 部	母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入	42,817,324	341,025,166	383,842,490
	生活保護費返還金	7,972,318	65,017,507	72,989,825
	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入等	8,780,000	55,860,825	64,640,825
	児童措置費負担金等	12,540,652	59,286,255	71,826,907
	児童扶養手当返還金	1,751,920	18,253,121	20,005,041
	その他	1,615,984	3,383,585	4,999,569
	小 計	75,478,198	542,826,459	618,304,657
環 境 森 林 部	産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用	135,223,517	1,511,850,269	1,647,073,786
	林業改善資金貸付金元利収入等	-	9,697,526	9,697,526
	その他	-	1,047,886	1,047,886
	小 計	135,223,517	1,522,595,681	1,657,819,198

箇所名	区 分	現年度 〔平成21年度〕 発生分	過年度 〔平成20年度〕 以前発生分	計
農 水 商 工 部	中小企業者等支援資金貸付金元利収入	149,608,617	3,108,050,241	3,257,658,858
	農業改良資金償還金収入等	7,782,000	50,585,954	58,367,954
	沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入	2,220,000	25,741,589	27,961,589
	中央卸売市場使用料等	-	6,104,514	6,104,514
	測量談合に係る弁償金	-	102,753,593	102,753,593
	県営サンアリーナ使用料	-	5,396,466	5,396,466
	その他	89,668	294,000	383,668
	小 計	159,700,285	3,298,926,357	3,458,626,642
県 土 整 備 部	測量談合に係る弁償金	-	126,005,594	126,005,594
	公営住宅使用料	4,974,242	18,333,594	23,307,836
	弁償金（公営住宅関係）	2,766,105	6,527,596	9,293,701
	道路・河川・海岸等使用料	561,671	4,179,874	4,741,545
	岸壁荷揚場その他使用料	1,202,100	1,260,340	2,462,440
	道路・河川管理費負担金	29,282	-	29,282
	その他	782,101	6,077,012	6,859,113
	小 計	10,315,501	162,384,010	172,699,511
出 納 局	弁償金（損害賠償請求額）	21,871,353	-	21,871,353
	小 計	21,871,353	-	21,871,353
教 育 委 員 会	高等学校授業料	11,159,859	4,449,055	15,608,914
	高等学校等修学奨学金返還金等	25,618,689	44,744,997	70,363,686
	恩給及び退職年金返還金	747,496	11,012,257	11,759,753
	その他	16,237	684,061	700,298
	小 計	37,542,281	60,890,370	98,432,651
警 察 本 部	放置駐車違反金	12,401,000	26,483,000	38,884,000
	弁償金（公用車）	48,607	247,800	296,407
	その他	41,437	-	41,437
	小 計	12,491,044	26,730,800	39,221,844
合 計		3,116,706,513	10,316,837,340	13,433,543,853
（参考）平成20年度合計		3,367,538,051	9,714,949,765	13,082,487,816

[企業会計] (単位：円)

箇所名	区 分	平成21年度末 未収金
企業庁	工業用水道料金	636,300
病院事業庁	患者自己負担金	188,545,589
合 計		189,181,889
（参考）平成20年度末未収金		206,235,353

(2) 業務委託契約

業務委託契約に関する事務については、例年、随意契約を中心に監査を行い、契約手続きの誤りなどについて指摘し、適切な事務処理の徹底を求めているところである。

特命随意契約 368 件、庁舎清掃などの施設維持管理の委託契約など 267 件を抽出し監査を実施したところ、契約手続きの不備なものや履行確認が不十分なものなど、改善を要する事務処理がそれぞれ 164 件と 64 件が見受けられた。

また、三重県出納局検査要領に基づく事前検査の実施状況を新たな監査項目と

したところ、事前検査を受けていない契約が特命随意契約や庁舎清掃などの施設維持管理の委託契約などを合わせて 67 件見受けられた。

契約の競争性、公正性、透明性を損なうことのないよう、チェック機能を強化し、会計規則等に則った適切な事務処理に努められたい。

1 特命随意契約の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕

(単位：件)

箇所名	監査件数	契約手続				個人情報 保護規定 に関する もの (*4)	履行確認 に関する もの (*5)	その他 (*6)	計
		随意契約 理由に関 するもの (*1)	予定価格 に関する もの (*2)	出納局事 前検査に 関するも の	その他 (*3)				
政策部	26	2	3	4	5		1	2	17 (10)
総務部	30		1	1		1	7		10 (10)
防災危機管理部	6					1			1 (1)
生活・文化部	45		1	10	3	1	6	2	23 (21)
健康福祉部	46		1	14	1	1	2	1	20 (16)
環境森林部	27	2	5	10	2	3	1	1	24 (17)
農水商工部	44	2	6	6	1	2	1	1	19 (14)
県土整備部	31		1	4	1			2	8 (8)
企業庁	10		1		2				3 (2)
病院事業庁	20		1		2		3	1	7 (6)
議会事務局	4	1	1		1				3 (3)
人事委員会	3		2						2 (2)
教育委員会	67	4	2	13	2	1	4	1	27 (21)
その他	9								-
合計	368	11	25	62	20	10	25	11	164(131)

(注) 1 部局には関係地域機関を含む。

2 一件の委託契約で、複数項目について指摘したものもある。

3 計欄の()内は指摘した委託契約の実数。

<事前検査の対象>

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号に規定する随意契約により調達(ただし、三重県物件等電子調達システムによる調達を除く)する、予定価格(税込)若しくは執行予定額(税込)が 10 万円以上の交際費、食糧費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費等

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1)随意契約の理由が具体的に記載されていない、随意契約の適用条項が誤っている等

(*2)予定価格が記載されていない、予定価格の設定根拠が明確となっていない等

(*3)見積依頼文書に見積書提出期限が記載されていない、執行何いがされていない等

(*4)個人情報の保護に関する事項が添付されていない、契約書に個人情報保護にかかる規定がない

(*5)履行完了時の検査結果が記録されていない、完成認定書に所属長の押印がない等

(*6)開催通知の起案・決裁文書の校合欄に認印がない、契約書に定める実施責任者の届出がされていない

等

2 施設維持管理委託（清掃、設備保守点検等）その他の委託の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕

（単位：件）

箇所名	監査件数	契約手続				個人情報 保護規定 に関する もの (*3)	履行確認 に関する もの (*4)	その他 (*5)	計
		随意契約 理由に関 するもの	予定価格 に関する もの (*1)	出納局事 前検査に 関するも の	その他 (*2)				
政策部	17		1	1			1	3 (3)	
総務部	26		1			1	4	6 (6)	
生活・文化部	7			1			1	2 (2)	
健康福祉部	38		3		4		1	13 (12)	
農水商工部	19		1					1 (1)	
企業庁	10						2	2 (2)	
病院事業庁	10		1		3	1	4	9 (6)	
教育委員会	100		4	3	7	7	2	27 (22)	
警察本部	29						1	1 (1)	
その他	11							-	
合計	267		11	5	14	9	9	16	64 (55)

（注）「1 特命随意契約の監査結果」の（注）に同じ。

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1) 予定価格が記載されていない、予定価格の設定根拠が明確となっていない 等

(*2) 契約書に収入印紙が貼られていない、見積通知に契約準備行為にかかる条件の記載がない 等

(*3) 個人情報の保護に関する事項が添付されていない、契約書に個人情報保護にかかる規定がない

(*4) 履行完了時の検査結果が記録されていない、業務完了報告書が徴取されていない 等

(*5) 契約書に定める業務責任者の届出がされていない、再委託にかかる承認がされていない 等

（3）公共工事等

平成 21 年度に入札行為を行った公共工事等件数は 1,761 件となっている。

22 年度の工事監査は、事務手続きや継続的に確認を行っている契約変更の手続きなどを中心に 68 件について監査を実施したところ、当初設計の精査不十分などに関するものが 3 件、事務手続きの不備に関するものが 8 件、契約変更手続きの不備に関するものが 7 件、その他の不備に関するものが 8 件など、改善を要するものが 26 件（前年度 37 件）見受けられた。

今後、適切な事務処理の徹底を行うとともにチェック体制の強化、定期的な点検を行うなど改善を図りたい。

「公共工事」には、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁が実施した工事を集計している。

〔改善を要する公共工事の事務処理の件数〕

(単位：件)

区 分	監査 件数	当初設計に関 するもの (*1)	事務手続きに 関するもの (*2)	変更手続きに 関するもの (*3)	その他 (*4)	計
平成 21 年度	68	3	8	7	8	26 (19)
(参考) 平成 20 年度	61	5	15	10	7	37 (26)

(注) 一件の工事で複数項目を指摘したものもある。計欄の()内は指摘した工事契約の実数。

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1)当初設計時の積算計上もれ、現地での状況把握が不十分であった 等

(*2)総合評価の技術提案に係る「総合評価方式技術提案履行確認書(検査時)」が作成されていない、三重県建設工事公表要領に基づく「契約変更後」の公表がされていない 等

(*3)三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」に係る処理がなされていない、同要領に基づく「変更理由書」が添付されていない 等

(*4)リサイクル認定製品に係るチェックリストが設計書に添付されていない 等

なお、公共工事(県単公共工事)の増額変更の割合は、平成 21 年度は 62.8%と 20 年度の 55.7%に比べ 7.1 ポイント増加した。一方、増減なし及び減額変更は 20 年度に比べて共に減少している。

また、増額変更の割合別件数については、0~10%未満が 63.5%、10~20%未満が 23.0%、20~30%未満が 10.1%、30%以上が 3.4%となっており、20 年度に比べて 10%以上の範囲での増額変更が増加している。

入札・契約制度の競争性、公正性、透明性を確保するため、当初設計時の現場精査などを十分行い、引き続き、当初設計の精度向上に取り組まれない。

〔公共工事(県単公共工事)の変更契約の状況〕

区 分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
増額変更	487	53.2	558	55.7	466	62.8
増減なし	168	18.4	238	23.8	138	18.6
減額変更	260	28.4	205	20.5	138	18.6
合 計	915	-	1,001	-	742	-

〔県単公共工事の増額変更の割合別件数〕

区 分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
0~10%未満	306	62.8	382	68.5	296	63.5
10~20%未満	114	23.4	108	19.3	107	23.0
20~30%未満	49	10.1	51	9.1	47	10.1
30%以上	18	3.7	17	3.1	16	3.4
合 計	487	-	558	-	466	-

(4) 補助金等

平成 21 年度に県単補助金等（政務調査費を除く）を交付した 59 件を抽出し、交付要領、交付手続き、履行確認、成果などについて監査を実施した。

このうち、交付要領に規定そのものが不足しているなど交付要領等に関するものが 2 件、交付先からの提出書類に不備があったなど交付手続きに関するものが 14 件、事業の年度内完了に係る記録がなかったなど履行確認、成果に関するものが 4 件であった。

補助金の執行にあたっては、所要の措置を講じるとともに、今後、チェック機能を十分に発揮するだけでなく、施設整備や設備整備といった補助形態においては可能な限り実地による確認を行うなど、適切な事務処理が執行されるよう徹底を図られたい。

〔改善を要する補助金の事務処理の件数〕（政務調査費除く）（単位：件）

区 分	監査 件数	交付要領等に 関するもの (*1)	交付手続きに 関するもの (*2)	履行確認、成 果に関するも の (*3)	計
平成 21 年度	59	2	14	4	20 (17)

（注）一件の補助金等で複数項目を指摘したものもある。計欄の（ ）内は指摘した補助金の実数。

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1)交付要領に財産処分の制限の定めがない 等

(*2)実績報告が期日までに提出されていない、概算払い精算書が提出されていない 等

(*3)事業の年度内完了に係る記録がない 等

(5) 事務費の執行

国の補助金の執行に伴う事務費の不適切な会計処理を受けて、平成 21 年度には国庫補助事業にかかる旅費等の監査を行ったところであるが、引き続き 22 年度にも総務部長を委員長とする「事務費にかかる経理の適正化検討委員会」が作成した事務費執行の適正化のための改善策に基づき、平成 21 年度支出の賃金等、旅費及び需用費について抽出による監査を実施した。

その結果、会計検査院から指摘されたような翌年度納入や前年度納入、旅費や賃金等の目的外使用といったものは見受けられなかったが、以下のとおり改善を要する事項が見受けられたので、今後一層、適切な事務処理に努められたい。

ア 賃金等

国庫補助事業の賃金等の執行について抽出による監査を実施したところ、支払事務において、書類の不備等の事例が見受けられた。

イ 旅費

前年度に引き続き、国費が充当された旅費を中心に 572 件（海外出張 9 件を含む）を抽出し、旅行命令、精算手続き、復命書の有無などについて監査を実施した。

このうち、改善を要するものとして、旅行命令書に必要項目が記載されていないなど旅行命令時の手続きに関するものが29件、過払いなど精算手続きに関するものが25件、復命書の内容が項目だけとなっているものなど復命書に関するものが16件と、合計70件（前年度96件）が見受けられた。

〔改善を要する旅費の事務処理の件数〕

（単位：件）

区 分	監査 件数	旅行命令時 の手続きに 関するもの (*1)	精算手続き に関するも の (*2)	復命書に関 するもの (*3)	計
本庁部局等	183	4	6	3	13 (13)
地域機関	389	25	19	13	57 (49)
合 計	572	29	25	16	70 (62)
(参考) 平成20年度	586	11	43	42	96 (85)

（注）一件の出張で複数項目を指摘したものもある。計欄の（ ）内は指摘した出張の実数。

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1)旅行命令書に用務が記載されていない、事前に旅行命令権者の特別承認がされていない 等

(*2)最も経済的な経路による行程となっていない、航空運賃の支払額を確認できる書類が添付されていない 等

(*3)復命書が作成されていない、復命書の記載が不十分

ウ 物品等購入の年度末予算執行状況等

支出負担行為日を遡及して事務処理を行っている事例や同種の物品等を不必要に分割発注している事例などが見受けられた。

また、消耗品を年度末に集中して購入するなど、より計画的な予算執行に努める必要がある事例なども見受けられた。

（6）扶養手当等の認定事務等

扶養手当においては所得証明書や申立書等の添付もれなどが、住居手当においては家賃支払証明書類等の添付もれなどが見受けられた。また、通勤手当においては、通勤距離の認定誤りなどが見受けられた。

扶養手当等の支給に関する事務については、認定事務や事後確認の不備や、支給額の算定誤りなどにより手当の戻入が必要な例もあったため、チェック機能の強化に向けて取り組むとともに、関係規程等に基づく適切な事務処理をより一層徹底されたい。

また、事後確認時の提出書類の未提出及び不備が多かったことから、職員に対しては、適切な事務手続きを行うよう関係規程等の周知徹底をより図られたい。

(7) 事務管理体制の強化と徹底

支出事務においては、支出金額や支払先の誤りによる過払いなど不適切な事務処理があり、収入事務においては、高等学校授業料の減免にかかる減額調定もれ、雇用保険料徴収誤り、現金の収納遅延などの不適切な事務処理が見受けられた。

今後もチェック機能の確保に努めるとともに、職員一人ひとりが会計規則等関係規程に基づき適切に事務処理するよう、法令遵守の徹底を図られたい。

(8) 公益法人制度改革

平成 20 年 12 月に公益法人制度改革三法が施行され、従前の公益法人は、施行日から 5 年間の移行期間内に一般社団（財団）法人となるか、公益社団（財団）法人となるかの選択が必要となっている。

本県においては、22 年 4 月 30 日現在、2 法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が 274 団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。

〔所管する法人数〕

（単位：団体）

箇所名	団体数	箇所名	団体数
政策部	8	環境森林部	14
総務部	3	農水商工部	37
防災危機管理部	3	県土整備部	12
生活・文化部	47	教育委員会	74
健康福祉部	68	警察本部	8
合 計			274

政策部

1 事業の執行に関する意見

(地籍調査の促進)

- (1) 本県の地籍調査進捗率は平成 21 年度末 7.95%で、全国平均約 49%よりも著しく低く、実施市町数については、22 年 7 月現在で 20 市町となっている。

地籍調査は多大な経費と市町の人的負担を伴うため、急速な進展は望めない状況にあるが、本調査は民間の土地取引の円滑化や災害復旧の迅速化に役立つなど有効な事業である。

今後も、休止、未着手市町の解消に努めるとともに、市町への支援を継続的に行い、地籍調査の促進を図られたい。

(政策企画分野)

(水力発電事業の民間譲渡)

- (2) 水力発電事業の民間譲渡については、鋭意取り組まれてきたところであるが、新たに中部電力株式会社の運転監視システムの整備が必要となったことなどから、譲渡の時期が平成 25 年度または 26 年度に延期されることとなった。

譲渡時期が再び延期されることのないよう、譲渡条件となっている地域貢献への取組等について、引き続き関係部局と連携し、課題の着実な解決に取り組まれたい。

(政策企画分野)

(J R 名松線の輸送体制)

- (3) 平成 21 年 10 月 8 日の台風 18 号により J R 名松線が被災し、松阪・家城間は運転が再開されたものの、J R 東海は家城・伊勢奥津間についてはバスによる輸送とする旨を提案し、今なお代行バスによる輸送が続いている。

津市と県は独自の調査を実施し、その結果を踏まえ 22 年 3 月 18 日から関係者による復旧、運行再開にかかる意見交換を始めているが、J R 東海との意見には相違があることから、引き続き、J R 名松線の輸送体制について関係者と話し合いを進め、輸送体制の確立に向けて取り組まれたい。

(政策企画分野)

(緊急雇用・経済対策)

- (4) 県では、「平成 21 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の 3 つの分野を柱に、6 次にわたり総額 404 億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。

しかしながら、雇用情勢については、有効求人倍率は依然として低い水準にとどまっており、今後も厳しい状況が続くことが見込まれている。

このため、県政の最優先課題として「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、雇用対策等を迅速かつ総合的に進められたい。

(政策企画分野)

(「美し国おこし・三重」の推進)

- (5) 「美し国おこし・三重」については、平成 21 年 4 月にスタートして以来、様々な取組を行い、その推進に努めているところであるが、21 年度一万人アンケートでは、「美し国おこし・三重」の取組をあまり知らないと答えた人は 59.5%、知らないと答え

た人が23.4%といった結果となっている。

県民運動として盛り上げていくためには、現在の広報では十分とは言えないので、引き続き、関係団体や市町、関係部局が一体となって、一万人アンケートの項目でもある「地域への愛着度」の向上や本取組の県内各地での浸透に向け、基本計画や実施計画に則り、県民が幅広く参画できるよう一層の取組推進を図られたい。

(「美し国おこし・三重」推進室)

(東紀州地域の集客交流の推進)

- (6) 東紀州地域の集客交流の推進にあたっては、平成22年4月に国の認定を受けた「東紀州地域観光圏整備実施計画」に基づき、東紀州観光まちづくり公社、東紀州地域の5市町、観光・産業関係団体、民間事業者等と一体となって、熊野古道センター、紀南中核的交流施設の二つの集客交流施設や熊野古道を中心とする地域資源を活用しながら、滞在型・体験型の観光に対応できるよう、地域全体の態勢を充実させられたい。

特に東紀州観光まちづくり公社については、観光振興・産業振興・まちづくりの面で今後一層地域をリードしていけるよう、コーディネーターとしての役割を充実、強化されたい。

(東紀州対策局)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
政策企画分野	(1) 申請手数料の収入証紙実績報告を財務会計システムに入力していなかった。

イ 地域機関分

収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
桑名県民センター	(1) 行政財産の目的外使用許可にかかる使用料の収入調定日を1ヶ月以上遡って処理している事例があった。
熊野県民センター	(2) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託は特命随意契約	(1) 【政策研究情報誌「地域政策 - 三重から」デザイン構成管理業務委託】見積依頼の公文書に見積書の提出期限が記載されていなかった。	政策企画分野

項 目	内 容	箇 所 名
	(2)【政策研究情報誌の企画・編集・県職員編集指導業務委託】 見積依頼の公文書に見積書の提出期限が記載されていないかった。	
	(3)【国際環境協力ふるさと雇用再生事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	地域支援分野
	(4)【過疎地域等活性化支援ふるさと雇用再生事業委託】 事業中止の申し入れがあったが、所定の手続きが行われていなかった。	
	(5)【三重県簡易 GIS ソフトウェア「M-GIS」保守業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	情報化・統計分野
	(6)【平成 21 年度三重県景気動向指数作成業務委託契約】 予定価格調書が作成されていないかった。	
	(7)【「美し国おこし・三重」データ収集・活用調査業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	「美し国おこし・三重」推進室
	(8)【熊野古道関連地域資源の研究及び情報発信緊急雇用創出事業委託】 契約書に仕様書が添付されていないかった。	東紀州対策局
	(9)【熊野古道国際交流シンポジウム尾鷲 2009 への講師派遣業務委託】 予定価格が記録されていないかった。	
	(10)【木曾岬干拓地排水機場自家用電気工作物保安管理業務委託】 仕様書に基づく作業要領書が作成されていないかった。	桑名県民センター
	(11)【平成 21 年度四日市地域北勢塾講師委託】 ・ 随意契約の理由が具体的に記載されていないかった。 ・ 予定価格の積算根拠が明確となっていないかった。 ・ 契約事務時にコピーの見積書が添付されていた。 ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	四日市県民センター
	(12)【行政経営品質向上研修】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	伊勢県民センター
	(13)【三重サロン食材調理委託】 ・ 契約事務時において、見積書が提出されていないかった。 ・ 予定価格が記録されていないかった。 ・ 契約の履行完了時の検査結果が記録されていない	東京事務所

項 目	内 容	箇 所 名
	<p>かった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約理由にかかる適用条項を誤って記載していた。 ・ 支出負担行為（整理）書を作成し、支出命令書で処理すべきところを、支出負担行為整理兼支出命令書で処理を行っていた。 	
イ 補助金等	(1) 【過疎市町等地域づくり支援事業補助金】 当初、設備整備補助として、設備的な備品の設置を補助対象として事業を進めていたが、関連事業の遅れに伴い、備品購入費として補助対象としたため、計画的な執行がされていなかった。	熊野県民センター

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
情報化・統計分野	<p>(1) 通勤手当の事後確認の書類が添付されていなかった。</p> <p>(2) 報酬の支払いにおいて、月末払いのところを誤って 25 日払いとしたことにより歳出戻入を行っていた。</p>
東紀州対策局	(3) 報酬の二重払いにより歳出戻入を行っていた。
尾鷲県民センター	(4) 通勤手当の通勤距離の測定が誤っていた。

の記載のあるものは、平成 22 年度に事務引継ぎされた総務部総務事務室において監査を行ったものである。ただし、監査対象は 21 年度支出にかかる諸手当のため、職員の所属箇所意見に記載した。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 三重県公有財産規則に基づく公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。	伊勢県民センター
	(2) 三重県公有財産規則に基づく公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。	熊野県民センター
イ 金品亡失	(1) 財務会計・予算編成システム専用端末機のワイヤーロックの損傷（2 個）（取得価格相当額 7,350 円）	桑名県民センター
	(2) 財務会計・予算編成システム専用端末機のワイヤーロックの紛失（取得価格相当額 3,675 円）	

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
政策企画分野	(1) 旅費の請求において、旅行経路を誤ってシステム入力したため過払いが生じ、歳出戻入を行っていた。
地域支援分野	(2) 旅費の請求において、出張する際に、常時通勤で利用している乗車駅の隣接駅を入力したため、過払いとなり歳出戻入を行っていた。
情報化・統計分野	(3) 月額利用料金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
津県民センター	(4) 納品書、請求書の日付が記入されていないために、当センターの受付印を押印することにより処理しているものが散見された。
	(5) 厚生年金保険料率の計算誤りにより歳出戻入を行っていた。
熊野県民センター	(6) 物品の購入において、納品書の添付がなく、納品書に代わるサインや担当者のメモも残されていなかった。
	(7) 請求書を受け取りながら支払いを放置し数ヶ月後に支払うなど、大幅な支払い遅延があった。
	(8) 社会保険料の事業主負担分の過払いにより歳出戻入を行っていた。
	(9) 三重県会計事務自己検査要綱に基づく会計事務自己検査（2/3期、11月末まで実施）を年度末まで行わずに放置していた。

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内容
経営企画分野	(1) 自損事故（損害額 110,400円）
政策企画分野	(2) 自損事故（廃車 取得価格 728,000円）
伊勢県民センター	(3) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （物損額：県 14,200円・相手 110,735円）
尾鷲県民センター	(4) 自損事故（損害額 45,580円）

県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

公道以外での自損事故を含む。

総務部

1 事業の執行に関する意見

(「みえ経営改善プラン」および「平成 22 年度経営改善目標」の後継計画の策定)

- (1) 総務省の新地方行革指針に基づいた「集中改革プラン」として公表の要請に応じて、平成 17 年度～21 年度の 5 年間の行政改革の目標として計画した、「みえ経営改善プラン(改訂計画を含む)」の期間が終了したが、その数値目標等として設定した項目のうち 6 項目が達成されなかった。

現在、国においては、国と地方の役割分担の見直しなども予想されており、一方県では、「県民しあわせプラン」の次期戦略計画の策定前でもあり、「みえ経営改善プラン」の個々の取組目標を 1 年間延長している。

今後も、中期的な目標を設定した新たな経営改善の取組を策定するなど不断の改善に取り組む体制を継続されたい。(組織・職員分野)

(「みえ行政経営体系」の運用による内部統制機能の強化)

- (2) 二重払いによる戻入や職員手当の過払いなどの不適切な経理処理が依然として散見され、件数は減少しているものの、内部統制の整備、チェック機能の強化が急務となっている。

県では、「みえ行政経営体系」が有効に機能することによる内部統制の整備を期待されているが、平成 21 年度の職員基礎調査においては、未だ 17.8%の職員に当体系の理解が浸透していない状況である。

今後も、「みえ行政経営体系」に基づく取組と職員に対する意識の浸透を一層推進することにより、内部統制の機能が発揮されるよう努められたい。(組織・職員分野)

(職員服務規律の徹底)

- (3) 平成 21 年度の地方公務員法に基づく懲戒処分については、前年度の 4 名より減少しているものの、知事部局職員の 2 名の職員が著作権法違反と通勤途上の交通事故で処分されている。

また、22 年度においては、有印公文書偽造・同公使及び公用文書毀棄の罪により起訴され免職になった事案等が発生している。

県民の信頼を確保する観点から、今後とも、その要因を分析し、的確な職員研修の強化・拡充に取り組み、職員服務規律の徹底に努められたい。(組織・職員分野)

(物品の適正管理)

- (4) 物品の金品亡失(損傷)について、平成 21 年度は前年度に比べて 2 件減少しているものの、181 件の発生と依然として多い状況である。

引き続き、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任について指導されたい。

(組織・職員分野)

〔金品亡失の状況〕

(単位：件)

	事 由	20年度	21年度	概 要
損傷	自動車	135	152	交通事故116件、事故以外36件
	自動車以外	38	25	パソコン18件、セキュリティワイヤー 外
亡失	現金等盗難	-	-	
	物品盗難	5	2	図書2件
	物品紛失	5	2	財務端末IDカード外
合 計		183	181	

(注) 件数は、当事者から各所属へ提出された金品亡失(損傷)報告数及び受理年月日を基準としている。

(健全な財政運営)

- (5) 平成 21 年度の県財政は、経常収支比率については、94.1%と前年度に比べて 0.7 ポイント改善されているが、厳しい経済状況の中、県税収入が激減し、県債残高が引き続き増加したため、歳入における県債依存度は上昇している。

また、県税収入が減少している一方で、雇用・経済対策による財政出動が必要となっていることに加え、今後も退職手当や公債費が高水準で推移することが見込まれるなど、非常に厳しい財政状況となっている。

こうした中、限られた財源で最大の効果が得られるよう、事務事業の見直しや「選択と集中」を進めるなど、一層の財政健全化の取組を行い、安定かつ持続可能な財政運営に努められたい。

(財政・施設分野)

(県税等の未収金対策)

- (6) 平成 21 年度における県税等(加算金を含む)の収入未済額は 7,322,554,705 円であり、255,528,869 円(対前年度比 103.6%)増加し、依然として多額にのぼっている。

特に、県税の収入未済額のうち 80.6%(前年度 72.0%)が個人県民税の収入未済であり、金額及び全体に占める割合とも前年度から大きく増加しており、県税の徴収における大きな課題であるので、引き続き、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援、個人住民税の特別徴収の加入促進、市町及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携を図るなど、税収確保に努められたい。

また、収入未済額が減少している他の税目についても、引き続き適切に債務者の状況を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、さらなる回収に努められたい。

(財政・施設分野)

〔県税等の収入未済額の状況〕

箇所名	平成21年度			平成20年度		
桑名県税事務所	現年度	275,125,204	円	現年度	253,147,226	円
	過年度	454,614,663	円	過年度	390,981,817	円
	計	729,739,867	円	計	644,129,043	円
四日市県税事務所	現年度	561,095,426	円	現年度	649,374,394	円
	過年度	701,002,444	円	過年度	574,532,324	円
	計	1,262,097,870	円	計	1,223,906,718	円
鈴鹿県税事務所	現年度	449,801,703	円	現年度	422,435,288	円
	過年度	663,059,691	円	過年度	499,878,445	円
	計	1,112,861,394	円	計	922,313,733	円
津総合県税事務所	現年度	334,095,208	円	現年度	334,025,483	円
	過年度	759,560,414	円	過年度	697,100,038	円
	計	1,093,655,622	円	計	1,031,125,521	円
松阪県税事務所	現年度	265,464,539	円	現年度	250,309,658	円
	過年度	480,339,659	円	過年度	419,765,728	円
	計	745,804,198	円	計	670,075,386	円
伊勢県税事務所	現年度	249,558,774	円	現年度	289,197,350	円
	過年度	530,927,534	円	過年度	478,314,036	円
	計	780,486,308	円	計	767,511,386	円
伊賀県税事務所	現年度	180,699,658	円	現年度	296,663,037	円
	過年度	322,141,721	円	過年度	324,757,962	円
	計	502,841,379	円	計	621,420,999	円
紀州県税事務所	現年度	86,057,284	円	現年度	90,513,205	円
	過年度	168,644,602	円	過年度	155,783,326	円
	計	254,701,886	円	計	246,296,531	円
自動車税事務所	現年度	262,186,538	円	現年度	289,535,823	円
	過年度	578,179,643	円	過年度	650,710,696	円
	計	840,366,181	円	計	940,246,519	円
合 計	7,322,554,705 円			7,067,025,836 円		

制度改正により国税である地方法人特別税にかかる収入未済額が別途4,521,363円ある。

(伊勢庁舎建設)

- (7) 伊勢庁舎建設工事において隣接地の宅地地盤の形状変化が生じており、その対応のため工事を一時中止し、補償の合意形成に向けての協議を行っている。

今後の対応にあたっては、事業実施部局である県土整備部とも一層連携し、早急に発生要因を総合的に検証し、全体計画を含めた対応策を明らかにして、県民への説明責任を果たしたうえで、円滑な事業の推進に努められたい。

さらに、今回の案件に鑑み、事業の進捗にかかるリスク管理について整理し、発生が予測される事案やその影響等を事前に把握をしたうえで、その発生防止や対応策の検討を行ない、今後の庁舎建設等の円滑な推進に資するよう取り組まれたい。

(財政・施設分野)

(県有施設の有効活用)

- (8) 県有財産の有効活用、施設の適正な維持保全等を図るため、平成21年度～23年度までの3年間の「第2次県有財産利活用計画」を策定している。

前計画（18年度～20年度）において、課題を有する施設のうち期間内に課題解決に至らず、第2次計画に継続されている8施設も含め、引き続き、関係部局等と連携しながら、未利用財産の売却促進や有効活用等を進められたい。（財政・施設分野）

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
財政・施設分野	(1) 既に移設した電柱にかかる土地使用料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。

イ 地域機関分

収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
伊勢県民センター	(1) 行政財産の目的外使用許可にかかる土地使用料の納入通知書の発行が遅延していた。
四日市県税事務所	(2) 差押期間が長期にわたり、差押物件の価値が減少している可能性のある物件があった。
	(3) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎている事例があった。
	(4) 決裁済みの不動産取得税徴収猶予伺書を紛失している事例があった。
	(5) 還付充当すべき事案で未納金の把握ができず、還付している事例があった。
津総合県税事務所	(6) 差押期間が長期にわたり、差押物件の価値が減少している可能性のある物件があった。
松阪県税事務所	(7) 差押期間が長期にわたり、差押物件の価値が減少している可能性のある物件があった。
	(8) ゴルフ場利用税の特別徴収義務者からの納入について、期日を過ぎている事例があった。
	(9) 申請手数料の収入証紙の消印もれがあった。
紀州県税事務所	(10) 前年の新築物件に対し固定資産の価額を誤って算定していた。
	(11) 差押期間が長期にわたり、差押物件の価値が減少している可能性のある物件があった。
	(12) 還付加算金を誤って支出している事例があった。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1)【三重県健康管理システム(総務事務連携機能)追加委託】 契約の履行完了時の検査において、動作確認にかかる書類が添付されていなかった。	組織・職員分野
	(2)【時間外・休暇等決裁システム機能変更・追加業務委託】 契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。	
	(3)【職員健康管理システム機能修正業務委託】 契約の履行完了時の検査において、動作確認にかかる書類が添付されていなかった。	
	(4)【職員健康管理システム機能強化等業務委託】 契約の履行完了時の検査において、動作確認にかかる書類が添付されていなかった。	
	(5)【三重県本庁舎における紙類のリサイクルに関する業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	財政・施設分野
	(6)【平成 21 年度個人事業税の口座振替収納に関する業務処理委託】 予定価格の設定において、積算根拠が明確となっていない。	
	(7)【三重県桑名庁舎一般廃棄物収集運搬業務委託】 仕様書に定める業務責任者の届出がされていなかった。	桑名県民センター
	(8)【三重県四日市庁舎一般廃棄物処理業務委託】 仕様書に定める業務責任者の届出がされていなかった。	四日市県民センター
	(9)【三重県松阪庁舎清掃警備業務委託】 「三重県個人情報取扱事務委託基準」に定められた、契約書に記載が必要な「利用及び提供の制限」等が記載されていなかった。	松阪県民センター
	(10)【三重県松阪庁舎設備管理業務委託】 再委託に必要な事前承認がされていなかった。	
	(11)【伊勢庁舎合併浄化槽保守点検業務委託】 資格証明が提出されていない従事者が点検を実施している月があった。	伊勢県民センター
	(12)【三重県職員公舎(熊野地区)浄化槽汚泥引抜業務】 予定価格が記載されていなかった。	熊野県民センター

項目	内容	箇所名
	(13)【給与支払い報告書等封入作業委託(青色申告)】 契約の履行完了時の検査において、封入枚数実績の確認、検収が不十分であった。	四日市県税事務所
	(14)【給与支払い報告書等封入作業委託(年末調整)】 契約の履行完了時の検査において、封入枚数実績の確認、検収が不十分であった。	
	(15)【給与支払い報告書等封入作業委託(青色申告)】 契約の履行完了時の検査において、封入枚数実績の確認、検収が不十分であった。	紀州県税事務所
	(16)【給与支払い報告書等封入作業委託(年末調整)】 契約の履行完了時の検査において、封入枚数実績の確認、検収が不十分であった。	
イ 旅費	(1)【市場公募債ベンチマーク】 復命書の記載が不十分であった。	財政・施設分野
	(2)【不動産評価研修】 旅費請求書に航空運賃の支払額を確認できる書類が添付されていなかった。	津総合県税事務所
ウ 物品等購入	(1) 年度末に集中して物品を購入していた。	桑名県税事務所

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
組織・職員分野	(1) 扶養手当の扶養親族届の受理日と認定簿の受理日が異なっていた。
財政・施設分野	(2) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。支給要件喪失日が認定簿に記載されていなかった。
	(3) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。
四日市県税事務所	(4) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。
津総合県税事務所	(5) 住居手当の事後確認書類が添付されていなかった。

の記載のあるものは、平成 22 年度に事務引継ぎされた総務部総務事務室において監査を行ったものである。ただし、監査対象は 21 年度支出にかかる諸手当のため、職員の所属箇所意見に記載した。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 財団法人にかかる出捐金証書が備え付けられていなかった。	組織・職員分野
	(2) 三重県公舎管理規則に定める県公舎貸付簿が備え付けられていなかった。	財政・施設分野
イ 金品亡失	(1) 公用車の損傷（修理代 152,836 円）	財政・施設分野
	(2) 公用車の損傷（修理代 66,150 円）	
	(3) 公用車の損傷（修理代 14,700 円）	

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
津総合県税事務所	(1) 納品書、請求書の日付が記入されていないものを受領していた。
松阪県税事務所	(2) 三重県会計事務自己検査要綱に基づく会計事務自己検査を定められた時期に行っていなかった。

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
財政・施設分野	(1) 物損事故（負担割合：県 90%・相手 10%） （物損額：県 228,166 円・相手 359,951 円）
伊勢県税事務所	(2) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 0 円・相手 174,085 円）

県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

公道以外での自損事故を含む。

防災危機管理部

1 事業の執行に関する意見

(危機管理にかかる職員の意識醸成)

- (1) 平成 21 年度(2009 年度)実施の職員危機管理意識調査の結果によると、「常に危機管理意識を持って仕事をしている」職員の割合は前年度の 96.2%から 96.7%と 0.5 ポイント向上したが、第二次戦略計画の基本事業「危機管理の推進」の目標項目である「リスク対応度」は、74.2%であり、2009 年目標値である 90.0%とは、15.8 ポイントの乖離があった。

県政運営のマネジメントのベースである危機管理は、職員一人ひとりが日常業務の中で取り組むべきものであるが、2010 年目標値である 95%を達成するため、次期戦略計画に向けて、一層職員の意識改善に取り組まれない。(防災危機管理分野)

(チリ地震に伴う津波警報発表による対応の検証)

- (2) 平成 22 年 2 月 27 日にチリ中部沿岸を震源とした地震に伴い発生した津波は、翌日の同月 28 日には日本沿岸各地に到達し、三重県沿岸に津波警報が発表された。

これに対し、関係市町及び県は災害対策本部を設置し、一部の市町では避難勧告、避難指示を行う等の対応をしたが、避難所等に避難した住民の割合が 1.9%と寡少であったこと等、地震、津波に対する警戒意識の維持に憂慮すべき状況が明らかとなった。

このことから、こうした状況に至った原因を調査、分析し、今後の津波啓発のあり方等を検討されたい。(防災危機管理分野)

2 財務等に関する意見

- (1) 収入に関する事務

ア 本庁分

収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
防災危機管理分野	(1) 収入証紙の消込み印の印影が不明瞭で、年月日が判読不能なものがあつた。

イ 地域機関分

収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
熊野県民センター	(1) 申請手数料にかかる収入証紙の過誤納付があつた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 業務委託は特命随意契約	(1)【みえの防災活力支援事業にかかる広報(テレビ)事業委託】 契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。	防災危機管理分野

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
防災危機管理分野	(1) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。
	(2) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。支給要件終了についての記載が、認定簿に記載されていなかった。
	(3) 緊急雇用職員採用の決裁において、担当業務内容が整理されていなかった。

の記載のあるものは、平成22年度に事務引継ぎされた総務部総務事務室において監査を行ったものである。ただし、監査対象は21年度支出にかかる諸手当のため、職員の所属箇所で意見を記載した。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 物品管理状況一覧表の保管場所名称欄が記載されていなかった。	防災危機管理分野
イ 金品亡失	(1) 公用車の損傷(修理代 264,075円)	

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
防災危機管理部	(1) 伊勢湾台風50年誌の統計数値の調査時点が、一部明記されていなかった。

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
防災危機管理分野	(1) 自損事故(損害額 6,888 円)

県費負担の発生しないもの(自家用車の公用使用、相手方全額負担等)を除く。
公道以外での自損事故を含む。

生活・文化部

1 事業の執行に関する意見

(新博物館の整備)

- (1) 新博物館の整備については、平成 20 年度に策定された「新県立博物館基本計画」及び「新県立博物館事業実施方針」を具体化するため、21 年度には、施設の建築設計及び展示設計を進めたところである。

しかしながら、県が実施したアンケート調査結果をみると、新博物館整備にかかる県民への周知、理解を求める取組が十分とは言えない状況にあることから、今後は、この「基本計画」等に示された博物館の実現に向け、積極的な広聴広報活動を推進されたい。

また、県総合文化センターとの連携による相互機能の向上など、具体的な博物館活動や運営等について、県民、市町など多様な主体と連携しながら取り組まれたい。

(文化・生涯学習分野)

(緊急雇用・経済対策)

- (2) 県では、「平成 21 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の 3 つの分野を柱に、6 次にわたり総額 404 億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。

しかしながら、雇用情勢については、有効求人倍率は依然として低い水準にとどまっており、今後も厳しい状況が続くことが見込まれる。

このため引き続き、県政の最優先課題として、「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、地域の特性や求職者の状況を踏まえ、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、雇用対策等を迅速かつ総合的に進められたい。

(勤労・生活分野)

(障がい者雇用)

- (3) 平成 21 年 6 月 1 日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、1.50%にとどまっております。全国ワースト 1 位となっている。

経済・雇用状況が厳しい中、企業への啓発や職業訓練の提供等のほか、障がい者の職場定着を支援する取組について国、関係機関等とさらに連携して実施し、障がい者雇用の促進に一層努められたい。

(勤労・生活分野)

(県内の消費生活相談体制の確立)

- (4) 安全で安心できる消費生活の確保を図るため、消費者相談、消費者啓発、事業者指導を三本柱として、市町と連携しながら消費者行政の推進に取り組んでいるところである。

しかしながら、市町においては、平成 21 年 9 月に施行された消費者安全法により消費生活相談対応が義務付けられている中で、9 市 2 町で消費生活相談員による相談対応が行われているが、その他の市町では、相談窓口は設置しているものの、相談員は配置していない。

また、県全体の相談件数における市町の相談分担率が、全国平均 62.0%に対し、本県は 45.5%と低くなっており、十分な相談体制が確立されているとは言えない状況に

ある。

今後も引き続き、市町に対し、消費生活相談窓口の充実を働きかけるとともに、消費生活相談員や職員の資質向上を図るなど、市町の相談体制の充実を促進されたい。

(勤労・生活分野)

(高齢者の交通事故防止)

(5) 交通事故の防止については、様々な取組により、平成21年において人身事故件数は11,372件で前年より514件減少し、負傷者数も15,126人で前年より482人減少しているが、交通事故死者数は112人で前年より2人増加している。

特に、高齢者の死者は9人増加し、全交通事故死者のうち高齢者の占める割合は全体の60%近くを占め、その率も年々上昇している。

今後、高齢社会の進展により高齢者が関与する事故の増加が予想されることから、高齢者の交通事故防止の取組について、関係機関等との連携を強め、より一層推進されたい。

(勤労・生活分野)

(多文化共生社会づくり)

(6) 多文化共生社会づくりのためには、市町を中心に多様な主体が連携し、取組方向や役割などの意識を共有することが重要であることから、みえの舞台づくりプログラム「多文化共生社会へのステップアップ・プログラム」により、多様な主体のネットワーク形成など、多文化共生社会の基盤づくりに努めたところである。

経済状況の悪化等により、21年末の外国人登録者数が、平成元年以降初めて減少した一方で、深刻な問題を抱える外国人住民が少なくない。

このことから、今後、三重県多文化共生推進会議を中心として「三重県国際化推進指針(第1次改訂)」の策定を進める中で、これまでの取組を総括したうえで、環境の変化などを反映した今後の取組方向を協議し、多文化共生社会づくりの基盤をより強固なものとしたい。

(人権・社会参画・国際分野)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア) 文化会館使用料の収入未済額が110,000円(対前年度比12.2%)あり、前年度より減少しているが、減少額の大半は不納欠損処理によるものであるため、現在ある債権については分納を進めるなどして時効中断に努め、その収納を促進されたい。

(文化・生涯学習分野)

(イ) 家賃下料等の収入未済額が43,606,292円(対前年度比98.8%)あり、前年度と比べて515,000円減少しているものの、今後もその収入未済額の減少に一層努められたい。

(勤労・生活分野)

(ウ) 専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等の収入未済額が297,000円(対前年度比94.6%)あり、前年度と比べて17,000円減少しているものの、今後もその収納促進に努められたい。

(人権・社会参画・国際分野)

箇所名	収入未済科目等	平成 21 年度	平成 20 年度
文化・生涯学習分野	文化会館使用料	過年度 110,000 円	過年度 874,080 円
	男女共同参画センター使用料	-	過年度 27,480 円
	生涯学習センター使用料	-	過年度 450 円
勤労・生活分野	中小企業従業員住宅家賃下料	過年度 19,501,256 円	過年度 19,576,256 円
	滞納処分費納付金	過年度 24,105,036 円	過年度 24,545,036 円
人権・社会参画・国際分野	専修学校又は各種学校入校者補助金等返還金	過年度 218,000 円	過年度 230,000 円
	妊産婦出産費補助金返還金	過年度 79,000 円	過年度 84,000 円
合 計		44,013,292 円	45,337,302 円

(エ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 公有財産使用許可にかかる使用料において、土地使用料として収納すべきところを建物使用料として収納していた。
文化・生涯学習分野	(2) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。

イ 地域機関分

収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
博物館	(1) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託は特命随意契約	(1) 【全国俳句募集「国の一句」審査業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	文化・生涯学習分野
	(2) 【「伝えて広めるプロジェクト」番組制作業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(3) 【みんなでつくる博物館会議広報番組制作・放送業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	

項 目	内 容	箇 所 名
	(4)【ワークショップ「モノってなんだろう？」参加者募集チラシ作成業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(5)【「四季の交通安全運動」啓発用テレビスポット放送業務委託】 精算払い時に履行確認できる書類が一部徴収されていなかった。	勤労・生活分野
	(6)【多様な主体による人権活動把握事業(緊急雇用創出事業)事業委託】 完成認定書の「契約締結日」に「委託期間の開始日」を記載していた。	人権・社会参画・国際分野
	(7)【統計調査サポート事業業務委託】 契約の履行完了時の検査において、業務完了前に、履行確認を実施していた。	
	(8)【平成 21 年度医療通訳ボランティア事業委託】 契約書に「個人情報取扱特記事項」が添付されていなかった。	
	(9)【人権啓発講習会】 予定価格が設定されていなかった。	桑名県民センター
	(10)【平成 21 年度北勢地域職員人権研修会実務業務委託】 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。	四日市県民センター
	(11)【北勢地域「ミ二人権大学講座」実務業務】 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。	
	(12)【北勢地域行政職員人権フィールドワーク委託事業】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	鈴鹿県民センター
	(13)【平成 21 年度地域人権啓発事業「人権落語」委託業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(14)【ミ二人権大学講座】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	津県民センター
	(15)【人権講演会】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(16)【松阪県民センター管内職員人権研修委託】 執行伺い等において、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。	松阪県民センター
	(17)【人権啓発推進モデル企業養成講座委託】 講座の開催通知において、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。	

項 目	内 容	箇 所 名
	(18)【「松阪・伊勢ミ二人権大学講座」委託】 ・押印のない見積書を契約締結の起案に添付していた。 ・執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。	
	(19)【人権出前講座】 三重県会計規則に定める時期に支出負担行為の整理がされていなかった。	伊勢県民センター
	(20)【平成 21 年度地域人権啓発事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	熊野県民センター
	(21)【平成 21 年度ミ二人権大学講座業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・完成認定書が作成されているが、所属長の押印がなかった。	
	(22)【平成 21 年度市町長等人権懇話会】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(23)【構内樹木管理業務委託】 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。	津高等技術学校
イ 旅費	(1)【企画展関係打合、資料収集関係調査等】 復命書の記載が不十分であった。	美術館
	(2)【第 34 回全国遺跡環境整備会議】 用務地が島根県であるが、旅行命令権者が事前に早朝発であることのみを理由に、大阪経由ではなく名古屋経由を承認していた。	斎宮歴史博物館
ウ 物品等購入	(1) 支出負担行為日を遡って処理していた。	津高等技術学校
	(2) 支出負担行為日を遡って処理していた。	斎宮歴史博物館

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
人権・社会参画・国際分野	(1) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。
津高等技術学校	(2) 通勤手当の通勤距離の測定が誤っていた。
	(3) 扶養手当の認定誤りがあった。
図書館	(4) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。
美術館	(5) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。
斎宮歴史博物館	(6) 住居手当の認定誤りがあった。

の記載のあるものは、平成 22 年度に事務引継ぎされた総務部総務事務室において監査を行ったものである。ただし、監査対象は 21 年度支出にかかる諸手当のため、職員の所属箇所意見に記載した。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 三重県公有財産規則に基づく公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。	美術館
イ 金品亡失	(1) 公用車の損傷（修理代 81,419 円）	桑名県民センター
	(2) 所在不明図書（39 冊 取得価格 49,160 円）	図書館

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
文化・生涯学習分野	(1) 旅費請求誤りにより歳出戻入を行っていた。
勤労・生活分野	(2) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
人権・社会参画・国際分野	(3) 委託料等の二重払い等により歳出戻入を行っていた。
	(4) 三重県会計事務自己検査要綱に基づく会計事務自己検査において、定められた検査項目の一部を行っていなかった。
人権センター	(5) 印刷製本費において、予算残額を超えて支出負担行為を行っていた。
図書館	(6) 公印使用について、起案文書の「公印、校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。

(6) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
博物館	(1) 博物館ホームページの一部のイベント情報が平成 22 年 3 月 16 日現在、平成 20 年 4 月 16 日現在の情報が掲載され、約 2 年間更新されていなかった。

健康福祉部

1 事業の執行に関する意見

(がん対策の推進)

- (1) がんによる死亡者数の減少に向け「がん対策戦略プラン」を策定し取り組んでいるが、重点課題である「地域がん登録」の実施が遅れている。

また、がん検診の受診率についても全国順位が低位になっており、県内市町間で大きな格差が生じている。

引き続き、関係機関等との連携や検診の重要性などの啓発を実施し、計画に掲げられた目標の達成に向け取り組まれない。

(保健・医療分野)

(自殺対策の推進)

- (2) 県では「自殺対策行動計画」を策定し取組を実施しているが、県内の自殺者数は平成 10 年に 452 人と大幅に増加し、以降 400 人前後の高い水準で推移している。

引き続き、関係機関等と連携し自殺者の減少に向け取り組まれない。

(保健・医療分野)

(医師・看護職員確保の取組)

- (3) 県は医師・看護職員の確保のため、修学資金貸与制度、医療キャリアサポートシステム、みえ医師バンク、ナースバンク等に取り組んでいるが、県内の医師・看護師数は、人口 10 万人当たりで全国平均を下回っており全国順位も低位にとどまっている。また、助産師数については、全国 47 位と最下位となっている。

引き続き、医師・看護職員確保対策の一層の充実を図り、県民が安心して暮らせるよう良質な医療サービスの提供体制を確保されたい。

(保健・医療分野)

(救急医療体制の整備)

- (4) 県は地域医療再生計画を策定する中で救急医療体制の整備についても取組を進めているところであるが、県内では、救急搬送中の死亡事案が発生したり、救急体制の維持が困難になってきている地域が存在している。

医師確保が困難な中、救急医療体制の整備についても苦慮しているが、緊急の課題であることから、さらに取組を加えて進捗を図ることにより救急医療体制を確保されたい。

(保健・医療分野)

(県立病院改革の推進)

- (5) 県立病院改革については、県議会における議論やパブリックコメント、住民説明会等における様々な意見等の聴取を経て、平成 22 年 3 月に基本方針を策定したところである。

今後は、総合医療センター、志摩病院について基本方針に定められた工程に沿って手続きを進めるとともに、一志病院、こころの医療センター、病院事業庁(県立病院経営室)の 24 年度以降の運営体制について、工程等を検討し明らかにされたい。

(分野外 県立病院改革プロジェクト)

(介護サービス基盤の整備促進)

- (6) 高齢化が進む中、特別養護老人ホームの入所申込者数が増加しており、入所の必要性が高い人が直ちに入所できない状況となっている。

こうした待機者が円滑にサービスを楽しむよう、特別養護老人ホームなどの施設入所希望者等の実態の把握に努めるとともに、市町と連携をして「第4期介護保険事業計画」の施設整備を着実に進められたい。

(福祉政策分野)

(障がい者の居住支援)

- (7) 障がい者が地域で自立した生活を送るためには、地域での生活における居住支援が必要であり、現在、重点事業として取り組んでいるが目標に達していない。

目標どおりグループホームやケアホームなどの施設整備を進めるとともに、重介護型の施設整備や公営住宅及び民間住宅の活用など幅広い居住の場の提供についても、検討を進められたい。

(福祉政策分野)

(障がい者の就労支援)

- (8) 三重県の障がい者の実雇用率は他県に比べて低位となっている。

障がい者の自立と働くことによる社会参加や自己実現等を促すためには、重点事業で取り組んでいる各種就労支援事業及び工賃の改善を目標どおりに進められたい。

加えて、持続的な就労に向けて、福祉と企業活動との新たな協調や事業連携による多様な就労の場の提供についても、市町や関係部局などと検討を進められたい。

(福祉政策分野)

(保育等のサービスの充実)

- (9) 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、一時保育、休日保育や病児・病後児保育などを重点事業等で推進しているが、それぞれの地域の諸事情もあって、目標を下回っている。また、放課後児童対策の対象児童や保育所等入所待機児童も一部地域に偏っている。

地域のニーズや課題を実施主体である保育関係者や市町等と検討して、引き続き、子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組まれたい。

(こども局)

(要保護児童対策体制の連携・強化)

- (10) 児童虐待は年々深刻化しており、県内でも平成22年4月に鈴鹿市内で重篤事案が発生している。

当該事案にかかる「県児童虐待重篤事例検証委員会」での検証報告を踏まえ、同事案の要因や問題点などを市町や関係機関等とも共有するとともに、専門性や経験を補う研修の充実に努め、要保護児童対策体制を強化して、再発防止に向けての取組を進められたい。

また、要保護児童の復帰に向けた家庭再生支援などもさらに充実されたい。

(こども局)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア) 母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が482,257,697円(対前年比101.9%)あり、前年度と比べ9,209,346円増加しているため、「健康福祉部所管未収金対策会議」等で発生防止等に向けた方策を検討すると共に、研修等で担当職員の納付折衝能力の向上などに取り組み、収入未済額の減少と発生防止に努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成21年度		平成20年度		
経営企画分野	通勤手当返還金	過年度	89,550円	過年度	89,550円	
保健・医療分野	看護師養成貸付金返還金	現年度	726,000円	現年度	605,000円	
		過年度	3,539,000円	過年度	3,809,000円	
		計	4,265,000円	計	4,414,000円	
	医師修学資金等貸付金返還金	現年度	8,000,000円		-	
福祉政策分野	介護福祉士等修学資金貸付金返還金	現年度	54,000円	現年度	-	
		過年度	125,000円	過年度	203,000円	
		計	179,000円	計	203,000円	
		高齢者住宅整備資金貸付金元利収入	過年度	32,049,536円	過年度	33,831,139円
	心身障害者扶養共済事業負担金	現年度	1,884,580円	現年度	1,498,280円	
		過年度	11,205,985円	過年度	9,945,255円	
			計	13,090,565円	計	11,443,535円
	身体障害者総合福祉センター使用料	過年度	64,000円	過年度	64,000円	
	障害者住宅整備資金貸付金元利収入	過年度	20,147,289円	過年度	20,592,289円	
	心身障害者扶養共済給付金返還金	現年度	80,000円	現年度	60,000円	
		過年度	420,000円	過年度	380,000円	
		計	500,000円	計	440,000円	
こども局	児童扶養手当返還金	現年度	1,751,920円	現年度	961,840円	
		過年度	18,253,121円	過年度	18,459,171円	
		計	20,005,041円	計	19,421,011円	
	母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入	現年度	42,817,324円	現年度	42,946,744円	
過年度		341,025,166円	過年度	339,571,837円		
		計	383,842,490円	計	382,518,581円	
	養育医療給付自己負担金追加納付金	過年度	25,226円	過年度	28,226円	
	育成医療給付自己負担金追加納付金		-	過年度	3,020円	
合 計			482,257,697円		473,048,351円	

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
こども局	(1) 現金納付された寄付金の収納手続きが遅滞していた。

イ 地域機関分

(ア) 収入未済額が 136,046,960 円 (対前年度比 101.8 %) あり、前年度と比べて 2,433,772 円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 21 年度		平成 20 年度	
桑名保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 386,755 円 過年度 3,642,691 円 計 4,029,446 円	現年度 523,114 円 過年度 3,518,018 円 計 4,041,132 円		
鈴鹿保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 36,226 円 過年度 626,353 円 計 662,579 円	現年度 114,113 円 過年度 557,116 円 計 671,229 円		
津保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 9,600 円 過年度 17,511,716 円 計 17,521,316 円	現年度 71,780 円 過年度 19,500,513 円 計 19,572,293 円		
松阪保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 4,093,520 円 過年度 3,215,427 円 計 7,308,947 円	現年度 2,189,068 円 過年度 1,319,006 円 計 3,508,074 円		
伊勢保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 2,716,540 円 過年度 24,240,065 円 計 26,956,605 円	現年度 1,474,609 円 過年度 23,378,808 円 計 24,853,417 円		
伊賀保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 6,038 円 過年度 15,523,923 円 計 15,529,961 円	現年度 - 過年度 16,004,825 円 計 16,004,825 円		
尾鷲保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 793,271 円 過年度 2,242,197 円 計 3,035,468 円	現年度 278,510 円 過年度 2,805,915 円 計 3,084,425 円		
熊野保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 80,000 円 過年度 2,234,718 円 計 2,314,718 円	現年度 2,459,718 円 過年度 - 計 2,459,718 円		
国児学園	国児学園保護費負担金	現年度 488,700 円 過年度 2,251,277 円 計 2,739,977 円	現年度 748,750 円 過年度 1,990,727 円 計 2,739,477 円		
小児心療センター あすなる学園	あすなる学園使用料等	現年度 1,426,323 円 過年度 859,589 円 計 2,285,912 円	現年度 645,886 円 過年度 730,354 円 計 1,376,240 円		
草の実リハビリテーションセンター	草の実リハビリテーションセンター保護費負担金等	現年度 128,960 円 過年度 967,870 円 計 1,096,830 円	現年度 92,028 円 過年度 930,370 円 計 1,022,398 円		
児童相談センター	児童措置費負担金等	現年度 9,998,441 円 過年度 42,549,260 円 計 52,547,701 円	現年度 10,353,330 円 過年度 43,851,130 円 計 54,204,460 円		

箇所名	収入未済科目等	平成 21 年度	平成 20 年度
障害者相談支援センター	知的障害者福祉センターはばたき使用料	過年度 17,500 円	過年度 75,500 円
合 計		136,046,960 円	133,613,188 円

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
津保健福祉事務所	(1) 督促状が「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」に定められた期日までに送付されていなかった。 (2) 滞納整理台帳の徴収事務や滞納整理事務の記録が一部記載されていなかった。
伊賀保健福祉事務所	(3) 現金納付された情報公開文書複写料等の収納手続きが遅滞していた。
児童相談センター	(4) 収入事務手続きの誤りにより歳入戻出を行っていた。
小児心療センター あすなる学園	(5) 手数料の算定誤りより歳入戻出を行っていた。
障害者相談支援センター	(6) 現金収納票の入力誤りにより現金日計表の修正処理を行っていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1) 【新型インフルエンザ等電話相談窓口業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	健康・安全分野
	(2) 【みえメディカルバレー健康・福祉ビジネスサポート事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(3) 【三重伝統ブランド商品開発事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(4) 【治験啓発・活性化事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(5) 【治験ネットワークの推進に関する研究委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	

項 目	内 容	箇 所 名
	<p>(6)【三重県がん相談支援センター運営事業委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。</p> <p>(7)【平成 21 年度中堅看護職員定着促進システム構築事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(8)【専門分野（がん）における質の高い看護師育成事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>	保健・医療分野
	<p>(9)【福祉・介護人材マッチング支援事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(10)【戦争資料館更新資料作成事業委託】 契約書に定める実施責任者の選定・報告が実施されていなかった。</p> <p>(11)【介護認定主治医研修事業委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約準備行為を行っているが、執行伺い等に「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。</p>	福祉政策分野
	<p>(12)【子育て支援推進のための子育てサポーター活動記録制作業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>	こども局
	<p>(13)【品質マネジメント審査登録業務委託】 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。</p> <p>(14)【感染症健康診断にかかる医師の派遣業務委託】 ・契約の履行完了時の検査において、検査記録に押印等がされていなかった。 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>	津保健福祉事務所
	<p>(15)【産業廃棄物収集・運搬及び処分委託】 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。</p>	
	<p>(16)【安全キャビネットの定期点検委託】 契約書の契約期間を誤って記載していた。</p>	
	<p>(17)【津保健福祉事務所総合検査室廃棄薬品等収集運搬業務委託】 産業廃棄物のマニフェストの照合確認欄の日付が記載されていなかった。</p>	

項 目	内 容	箇 所 名
	(18)【食品衛生業務にかかる計量・計測機器の定期点検委託】 契約書の契約金額が誤って記載されていた。	
	(19)【BSE スクリーニング検査検体等搬送業務委託】 ・契約書に定められている再委託制限の規定が仕様書と異なっていた。 ・契約書に定める業務計画書、担当者名簿が承認されていなかった。	松阪食肉衛生検査所
	(20)【高速検査機器校正・点検業務委託】 契約書に定める業務実施計画書が提出されていなかった。	
	(21)【女性相談所警備業務委託】 契約締結同日と契約締結日を誤って記載していた。	女性相談所
	(22)【一般廃棄物収集運搬業務】 契約書に収入印紙が貼付されていなかった。	国児学園
	(23)【庁舎機械警備業務】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・予定価格が設定されていなかった。	公衆衛生学院
	(24)【エア設備・バキューム設備保守管理業務】 委託業者からの業務完了報告の文書が提出されていなかった。	
	(25)【薬物問題に関する相談・回復支援業務についての協働事業】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	こころの健康センター
	(26)【自家用電気工作物保安業務】 予定価格が記録されていなかった。	小児心療センターあすなる学園
	(27)【構内電話交換機保守点検業務】 予定価格が記録されていなかった。	
	(28)【遊具保守点検業務】 予定価格が記録されていなかった。	
イ 補助金	(1)【三重県角膜・肝臓バンク協会補助金】 変更交付申請から変更交付決定まで1ヶ月要していた。	保健・医療分野
	(2)【介護サービス提供事業者資質向上事業補助金】 実績報告の提出が交付決定時に定められた提出期限より遅延していた。	福祉政策分野
	(3)【キャリア形成訪問指導事業補助金】 実績報告の提出が交付要領で定められた提出期限より遅延していた。	
	(4)【放課後児童クラブ活動事業費補助金】 交付要領に財産処分の制限についての定めがなかった。	こども局

項 目	内 容	箇 所 名
	(5)【安心子ども基金保育基盤整備事業費補助金】 着工届及び毎月の工事進捗状況報告について、遅延しているものや一部提出されていないものがあった。	
	(6)【平成21年度民生委員組織活動費補助金】 ・交付決定が遅れたことから年度末に概算払いが行われていた。 ・履行の確認が年度末までに完了していなかった。	津保健福祉事務所
	(7)【民生委員組織活動費補助金】 実績報告書の内容について、一部記載誤りがあった。	伊賀保健福祉事務所
ウ 旅費	(1)【平成21年度認定調査員指導者研修】 最も経済的な経路による行程となっていなかった。	福祉政策分野
	(2)【第5回栄養学会への参加】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。	津保健福祉事務所
	(3)【権限委譲にかかる先進福祉事務所等調査】 復命書の記載が不十分であった。	松阪保健福祉事務所
	(4)【全国生活保護査察指導者研究協議会】 復命書が作成されていなかった。	尾鷲保健福祉事務所
	(5)【食肉衛生検査研修】 最も経済的な経路による行程となっていなかった。	松阪食肉衛生検査所
	(6)【HPLC 入門講習会】 復命書の記載が不十分であった。	
	(7)【中部十県一市研修会議】 旅費の調整を行っているが、宿泊施設の指定が確認できる会議の開催通知等が旅費請求書に添付されていなかった。	国児学園
	(8)【平成21年度小学生修学旅行引率】 ・旅費の調整を行っているが、事前に旅行命令権者の特別承認がされていなかった。 ・旅費の調整を行っているが、実費額を確認できる書類が旅費請求書に添付されていなかった。 ・復命書の記載が不十分であった。	
	(9)【第3回自殺対策研究協議会】 ・操作ミスによる電子データ消去により、旅行命令書が保管されていなかった。 ・旅費の支給誤りがあった。	こころの健康センター
	(10)【自死遺族支援のためのスタッフ養成研修会】 復命書の記載が不十分であった。	
	(11)【「こころの健康づくり対策」研修会】 自家用車使用にかかる車賃額の支給誤りがあった。	
エ 物品等購入	(1) 年度末に集中して物品購入を行っていた。	松阪保健福祉事務所

項目	内容	箇所名
	(2) 切手の使用実績に比べて在庫が多かった。	松阪食肉衛生検査所

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
経営企画分野	(1) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
	(2) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
健康・安全分野	(3) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
	(4) 報償費の支払先誤り等により歳出戻入を行っていた。
保健・医療分野	(5) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。
福祉政策分野	(6) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
津保健福祉事務所	(7) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
	(8) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
	(9) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
	(10) 通勤手当の事後確認書類が添付されていなかった。
伊勢保健福祉事務所	(11) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
伊賀保健福祉事務所	(12) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の一部において、決裁がまとめて行われていた。
尾鷲保健福祉事務所	(13) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
	(14) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
児童相談センター	(15) 報酬について、出勤簿等の毎月の勤務実績が確認できる書類が添付されていなかった。
	(16) 通勤手当の事後確認書類に不備があった。
	(17) 扶養手当の認定時確認書類が添付されていなかった。扶養手当の認定簿に記載もれがあった。
	(18) 報酬の支出金額誤りにより歳出戻入を行っていた。
松阪食肉衛生検査所	(19) 扶養手当の認定時確認書類が添付されていなかった。
国児学園	(20) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
草の実リハビリテーションセンター	(21) 扶養手当の事後確認書類の提出が遅延していた。
	(22) 通勤手当の通勤距離の認定を誤っていた。
	(23) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
	(24) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。

箇所名	内 容
こころの健康センター	(25) 通勤手当の通勤距離の認定を誤っていた。
	(26) 各手当の年1回の事後確認を行っていなかった。
小児心療センター あすなる学園	(27) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。
	(28) 住居手当の認定時確認書類に不備があった。
	(29) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。
保健環境研究所	(30) 通勤手当の認定時確認書類が添付されていなかった。

の記載のあるものは、平成22年度に事務引継ぎされた総務部総務事務室において監査を行ったものである。ただし、監査対象は21年度支出にかかる諸手当のため、職員の所属箇所で意見を記載した。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 普通財産の旧知的障害者更正相談所の貸付にかかる公有財産許可台帳の整理がされておらず、また管財室へ貸付報告もされていなかった。	福祉政策分野
	(2) 使用実態のない備品が保管されていた。	草の実りハビリテーションセンター

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
保健・医療分野	(1) 三重県会計事務自己検査要綱に基づく会計事務自己検査において、定められた検査項目の一部を行っていなかった。
福祉政策分野	(2) 通信運搬費の年度誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(3) 三重県会計事務自己検査要綱に基づく会計事務自己検査において、自己検査調書が作成されていなかった。
津保健福祉事務所	(4) 契約事務や支出事務などにおいて、チェック体制が機能していないこと等による不適切な事案が散見された。
児童相談センター	(5) 通信運搬費、委託料の支出金額誤りにより歳出戻入を行っていた。
こころの健康センター	(6) 通信運搬費の支出金額誤りにより歳出戻入を行っていた。

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
こども局	(1) 自損事故 (損害額 80,850 円)
桑名保健福祉事務所	(2) 人身事故 (負担割合: 県 20%・相手 80%) (物損額 : 県 67,729 円・相手 53,901 円) (治療費等: 県 0 円・相手 0 円)
鈴鹿保健福祉事務所	(3) 物損事故 (負担割合: 県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 0 円・相手 290,000 円)
津保健福祉事務所	(4) 物損事故 (負担割合: 県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 0 円・相手 115,263 円)
松阪保健福祉事務所	(5) 自損事故 (損害額 49,350 円)
児童相談センター	(6) 自損事故 (損害額 93,817 円)
	(7) 自損事故 (損害額 99,687 円)
	(8) 自損事故 (損害額 86,761 円)

県費負担の発生しないもの (自家用車の公用使用、相手方全額負担等) を除く。

公道以外での自損事故を含む。

(7) 特別会計の処理状況

名 称	意 見
母子及び寡婦福祉資金特別会計	(1) 貸付金元利収入の収入未済額が平成22年5月31日現在、383,842,490円(対前年度比100.3%)で、前年度と比べて1,323,909円増えており、公平性の観点から収入未済の発生防止に努められたい。

環境森林部

1 事業の執行に関する意見

((財)三重県環境保全事業団の事業と中期経営計画)

- (1) (財)三重県環境保全事業団の溶融処理事業については、平成 21 年度末の三重県廃棄物処理センター運営協議会総会において、23 年度を目途に同事業で行っていた関係市町の一般廃棄物の焼却残渣等の処理を民間に移行していく方向付けがなされた。

引き続き、市町等関係者と十分協議を重ね、移行が円滑に行われるよう支援されたい。

また、溶融処理事業の方向性が決定されたことを受け、最終処分場の事業の進捗運営も含めた事業展開等、将来を見据えた中期経営計画の策定に向け指導されたい。

(経営企画分野、循環型社会構築分野)

(不法投棄事案等の未然防止)

- (2) 産業廃棄物不法投棄等の対応については、継続的に監視体制を強化・充実し、不法投棄の未然防止を図っているところであるが、平成 21 年度の重点事業の目標である不法投棄件数の削減率 30.0% (不法投棄件数 21 件) に対し、実績は 23.3% (同 23 件) と目標を達成できなかった。

新たな不法投棄の未然防止のため、不法投棄の抑止力につながる取組等を推進するとともに、未撤去となっている事案について、引き続き解決に向けた取組を推進されたい。

(循環型社会構築分野)

(三重県地球温暖化対策実行計画の策定)

- (3) 平成 19 年度の三重県域温室効果ガスの総排出量は、31,005 千 t (二酸化炭素換算) となり、三重県地球温暖化対策推進計画おける基準年度(平成 2 年度)と比べて 17.5% 増加しており、22 年度の目標値である 26,384 千 t を大きく上回っている。

22 年度は計画の最終年度であるので、目標の達成に向けて取り組むとともに、温室効果ガス削減等にかかる国の動向を踏まえた次期計画を策定されたい。

(地球環境・生活環境分野)

(企業の法令違反等への県の対応)

- (4) 四日市市が所管する水質汚濁防止法の規制対象となる事業所において、排水測定データを改ざんするという法令違反が発生している。

県が所管する大気汚染防止法や水質汚濁防止法の規制対象となる事業所についても法令違反等が発生しないよう、事業所に対して法令遵守の周知徹底を図るとともに、立入検査等による監視指導の強化を図られたい。

(地球環境・生活環境分野)

(森林環境創造事業の計画見直し)

- (5) 森林環境創造事業については、平成 16 年度以降、年々目標の策定面積の新規着手率から乖離し、達成率も低下している。

こうした現状を踏まえ、引き続き、新規着手の阻害要因を取り除くための山林境界の明確化等の取組や、新規着手率を高めるための森林所有者等への P R 等の取組に努

めていくとともに、実態に即した事業計画の見直しについて早急に取り組まれない。
(森林・林業分野)

(獣害対策と関係機関との連携)

(6) 農水商工部と環境森林部が連携し、総合的な対策を行うため平成 21 年 4 月に「三重県獣害対策プロジェクト」を設置し、また、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、市町とともに獣害対策を進めているところである。

また、環境森林部として、ニホンジカ及びニホンザルについては保護管理計画等に基づく取組により、捕獲数が増加している。

しかし、野生動物による農林業被害・生活環境被害が減少しないことから、狩猟期間の延長を図る等の対策を講じるとともに、関係機関がより一層連携を図り、さらに効率的な獣害対策に努められたい。
(森林・林業分野)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア) 雑入(産業廃棄物不適正処理代執行費用)に関する収入未済額が1,647,073,786円(対前年度比108.9%)あり、前年度と比べて135,002,517円増加しているため、今後も引き続き財産把握と求償を行い、収入未済額の減少により一層努められたい。

(イ) 林業改善資金貸付金償還金収入等に関する収入未済額が9,697,526円(対前年度比98.8%)あり、前年度と比べて120,000円減少しているものの、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 21 年度	平成 20 年度
循環型社会構築分野	雑産業廃棄物不適正処理代執行費用	現年度 135,223,517 円	現年度 212,309,618 円
		過年度 1,511,850,269 円	過年度 1,299,761,651 円
		計 1,647,073,786 円	計 1,512,071,269 円
森林・林業分野	林業改善資金貸付金償還金収入等	過年度 9,697,526 円	過年度 9,817,526 円
合計		1,656,771,312 円	1,521,888,795 円

(ウ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
地球環境・生活環境分野	(1) 収入証紙の消印の日付と申請書の受付日が一部一致していなかった。

イ 地域機関分

雑入(前払金返還利息)の収入未済額が1,047,886円(対前年度比98.97%)あり、前年度と比べて10,889円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成21年度	平成20年度
津農林水産商工環境事務所	前払金返還利息	-	現年度 10,889円
伊勢農林水産商工環境事務所	前払金返還利息	過年度 508,070円	過年度 508,070円
熊野農林商工環境事務所	前払金返還利息	過年度 539,816円	過年度 539,816円
合計		1,047,886円	1,058,775円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1)【「県民の日」記念事業番組制作及び放映業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・予定価格が記録されていなかった。	経営企画分野
	(2)【一般廃棄物情報管理システム整備業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(3)【平成21年「県民の日」記念事業講演講師出演調整業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・予定価格の積算根拠が明確となっていない。	
	(4)【経営品質実践講座にかかる委託】 契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかった。	
	(5)【環境修復技術システムの今後のあり方に関する研究業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	循環型社会構築分野
	(6)【平成21年度四日市市内山町地内処分場廃棄物層内温度分布解析業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(7)【産業廃棄物監視・指導支援システム機能改修業務】 契約事務において、相手方からの見積書に見積年月日が記載されていなかった。	

項 目	内 容	箇 所 名
	<p>(8)【ごみゼロ事業者・県民セミナー講演講師派遣業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・随意契約の理由が記載されていなかった。 ・予定価格の積算根拠が明確となっていないかった。 	
	<p>(9)【平成 21 年度 M-EMS 審査員維持研修・普及啓発業務委託】</p> <p>執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>	地球環境・生活環境分野
	<p>(10)【平成 21 年度日本環境経営大賞表彰委員会審査業務等委託事業】</p> <p>契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかった。</p>	
	<p>(11)【平成 21 年度地下水位計測定業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の理由が記載されていなかった。 ・予定価格が記録されていなかった。 ・契約書に守秘義務に関する条項がなかった。 	
	<p>(12)【平成 21 年度近畿自然歩道維持業務委託】</p> <p>執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>	森林・林業分野
	<p>(13)【平成 21 年度ふるさと公園維持業務委託】</p> <p>執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>	
	<p>(14)【平成 21 年度狩猟者登録事務一部委託】</p> <p>契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていないかった。</p>	
	<p>(15)【平成 20 年度緊急林業就業促進事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格調書が作成されていなかった。 ・契約書に定める書面による実施責任者の報告が提出されていないかった。 	
	<p>(16)【三重の森林と木づかいフェアシャトルバス業務委託】</p> <p>委託業者から事業完了報告書が提出されていないかった。</p>	
	<p>(17)【平成 21 年度現場技術業務委託】</p> <p>執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>	尾鷲農林水産商工環境事務所
イ 国補工事	<p>(1)【復旧治山事業第 26 号工事】</p> <p>三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」にかかる処理がされていないかった。</p> <p>(2)【野又越線紀伊長島第 2 工区開設工事】</p> <p>三重県建設工事公表要領に基づく「契約変更後」の公表がされていないかった。</p>	尾鷲農林水産商工環境事務所

項目	内容	箇所名
ウ 県単工事	(1)【自然災害防止事業第四-5 工事】 ・三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」にかかる処理がされていなかった。 ・地元との調整不足から、現場着手の遅れ及び工事の休止が発生していた。	四日市農林商工環境事務所
	(2)【小規模台山事業第尾-2号工事】 ・三重県建設工事設計変更要領に基づく「変更理由書」が添付されていなかった。 ・当初請負金額の30%以上の変更を行っているが、三重県建設工事設計変更要領に基づく「契約変更の手続き」にかかる指名審査会に諮っていなかった。	尾鷲農林水産商工環境事務所
エ 補助金等	(1)【公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金】事業の年度内完了にかかる記録がなかった。	循環型社会構築分野
	(2)【三重県グリーンニューディール基金補助金】事業の年度内完了にかかる記録がなかった。	地球環境・生活環境分野
	(3)【「三重の木」家づくり情報提供支援事業費補助金】 ・概算払精算書が提出されていなかった。 ・事業の年度内完了にかかる記録がなかった。	森林・林業分野
	(4)【がんばる三重の林業創出事業】 変更理由書の一部に記載もれがあった。	四日市農林商工環境事務所
	(5)【がんばる三重の林業創出事業】 変更理由書の内容が具体的に記載されていなかった。	尾鷲農林水産商工環境事務所
オ 旅費	(1)【九州環境技術創造道場海外視察】 旅費の区分（日当及び宿泊料）に適用及び算定誤りがあった。	循環型社会構築分野
	(2)【林業普及事業全体会議】 旅行命令書に用務が具体的に記載されていなかった。	森林・林業分野
	(3)【第3回全国提案型施業事例発表会】 旅行命令書に用務が具体的に記載されていなかった。	
	(4)【森林整備事業打合せ会議、地域再生計画打合せ、林道事業ヒアリング】 旅行命令書に用務地の一部が記載されていなかった。	伊勢農林水産商工環境事務所
	(5)【資源回収制度普及啓発講習会】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。	

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 賃金の過払いにより歳出戻入を行っていた。
循環型社会構築分野	(2) 通勤手当の経路で最寄り駅の認定を誤っていた。
	(3) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。
地球環境・生活環境分野	(4) 通勤手当の支給額の記載が誤っていた。
林業研究所	(5) 通勤手当の支給額の記載がなかった。

の記載のあるものは、平成 22 年度に事務引継ぎされた総務部総務事務室において監査を行ったものである。ただし、監査対象は 21 年度支出にかかる諸手当のため、職員の所属箇所意見に記載した。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 公有財産台帳の登録内容の変更入力により一部が現状と一致していなかった。	地球環境・生活環境分野
	(2) 寄附を受けた土地について利活用等がされていなかった。	森林・林業分野
イ 金品亡失	(1) 公用車の損傷（修理代 21,000 円）	循環型社会構築分野
	(2) 公用車の損傷（修理代 77,961 円）	
	(3) 公用車の損傷（修理代 20,538 円）	尾鷲農林水産商工環境事務所

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 契約及び支出事務等の手続きに不適切な事務処理が散見された。
循環型社会構築分野	(2) 検査記録のないものや請求日のない請求書での支出が散見された。
	(3) 許可事務において、決裁を受けずに不正に知事印を押印した許可証を発行したり、申請文書等を自宅に持ち帰り長期間放置するなど不正な事務処理を行っていた。

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
循環型社会構築分野	(1) 物損事故（負担割合：県 10%・相手 90%） （物損額：県 28,919 円・相手 21,907 円）
	(2) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 0 円・相手 85,180 円）
津農林水産商工環境事務所	(3) 自損事故（損害額 49,476 円）
	(4) 自損事故（損害額 47,701 円）
松阪農林商工環境事務所	(5) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 32,340 円・相手 0 円）
	(6) 人身事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 0 円・相手 83,000 円） （治療費等：県 0 円・相手 33,400 円）
伊勢農林水産商工環境事務所	(7) 自損事故（損害額 41,475 円）
	(8) 自損事故（損害額 123,050 円）
伊賀農林商工環境事務所	(9) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （負担額：県 37,096 円・相手 0 円）
尾鷲農林水産商工環境事務所	(10) 物損事故（負担割合：県 50%・相手 50%） （物損額：県 13,156 円・相手 57,800 円）

県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。
公道以外での自損事故を含む。

(7) 特別会計の処理状況

名 称	意 見
三重県林業改善資金貸付事業	(1) 決算時で多額の資金残高が生じ、滞留した資金が有効活用されず、そのまま翌年度に繰り越されている状況となっている。 年間の資金貸付額と比較しても多額となっているため、今後、事業の実施にあたっては、決算時に多額の資金残高が生ずることのないよう、年度末の資金残高及び翌年度の資金の使用見込額を的確に把握し、資金需要に見合った額を予算化し、不要な額については国への納付や一般会計への繰出しを検討するなど、資金残高の管理に努められたい。

農水商工部

1 事業の執行に関する意見

(認定農業者等中核的経営体の確保・育成)

- (1) 地域の農業を中心的に担っていくことが期待されている認定農業者等については、平成22年度末の認定目標数 2,700経営体に対し21年度末実績は2,276経営体であり、認定農業者等への農用地利用集積率については、22年度末の目標 33.0%に対し20年度末実績は26.9%といずれも未達成となっている。

このことから、今後一層、認定農業者等中核的経営体の確保と育成にかかる取組を進められたい。
(農産振興分野)

(集落営農の促進)

- (2) 県では集落営農の推進に取り組んでおり、土地利用の効率化、特定の担い手への土地や作業の集積を進めているが、平成22年度末の目標 400集落に対して、21年度末実績は323集落であり、達成率は80.8%である。

このことから、効率的な集落、持続的な農業経営を促進していくため、目標達成に向けて一層取り組まれたい。
(農産振興分野)

(地域特産品認証制度Eマーク、みえの安心食材表示制度の推進)

- (3) 県内で生産された主原材料を使い、県内食品製造業者が製造した良質な農林水産物加工食品を知事が認証する「Eマーク」及び、県内で環境に配慮した生産方法、食の安全・安心を確保する生産管理の実施により生産した農産物等を第三者認証機関が認証する「みえの安心食材」マークについては、消費者に、地産地消、食の安全・安心に向けた食品を積極的に購入、消費することを促すうえで有効な手段であると考えられる。

これらの制度を推進するため、この2つのマークの特徴や相違点を消費者にわかりやすくPRし、消費者に浸透するよう小売店等が主体的に取り組む「地物一番」との連携等により、一層取組を効果的に進められたい。
(農産振興分野)

(土地改良区の統合整備に向けた指導)

- (4) ほ場整備や農業用ため池などの維持・管理を行う土地改良区について、県では土地改良区統合整備基本計画に基づき、統合整備を進めてきているが、平成21年度末で154団体あり、そのうち活動が極めて不活発な団体が6団体存在する。

引き続き、市町と協力のうえ、不活発団体への指導助言等を行い、計画的に統合整備を進められたい。
(農業基盤整備分野)

(土地改良施設の譲渡)

- (5) 県営土地改良事業により造成された農業用道路、農業用排水路などの土地改良施設については、事業完了に伴い、予定管理者である土地改良区及び当該市町に譲渡することとなっているが、平成22年3月末現在で163地区が未譲渡である。

今後も計画的に譲渡手続きを進められたい。
(農業基盤整備分野)

(鳥獣被害の対策と関係機関との連携)

- (6) 環境森林部と農水商工部が連携し、総合的な対策を行うため平成21年4月に「三重県獣害対策プロジェクト」を設置し、また、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、市町が行う「集落ぐるみの獣害対策」を支援する体制により鳥獣害対策を進めているところである。

一方、鳥獣害による農林水産物の被害が年々増加していることから、関係機関がより一層連携を図り、さらに効果的な鳥獣害対策を進められたい。(農業基盤整備分野)

(漁業協同組合の経営基盤の強化と合併促進)

- (7) 漁業協同組合の経営基盤の強化に向けて、県内の沿海地区漁協を平成26年度に1漁協に統合する協議を進めており、22年2月には外湾地区の12漁協が合併し、現在24漁協となっている。

今後も、引き続き漁協系統団体等との連携を図りながら、合併の支援等に一層取り組まれたい。(水産振興分野)

(閉鎖性海域再生のための漁場環境保全創造事業の取組の推進)

- (8) 持続的漁業生産の推進を図るため、伊勢湾や英虞湾などの閉鎖性海域における漁場環境の保全や創造に取り組んでいるが、平成21年度においては、浅海域再生面積の目標値の達成ができなかった。

このため、今後一層、同事業に取り組むことにより、海の持つ自然浄化機能と多様な生物循環機能の再生に努められたい。(水産振興分野)

(緊急雇用・経済対策)

- (9) 県では、「平成21年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の3つの分野を柱に、6次にわたり総額404億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。

しかしながら、県内の経済情勢については、景気は着実に持ち直してきているものの、中小企業については依然厳しい状態が続いており、より効果的な経済対策が求められている。

このため引き続き、県政の最優先課題として、「平成22年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、中小企業を取り巻く経営環境を踏まえ、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、経済対策等を迅速かつ総合的に進められたい。

(商工・科学技術振興分野)

(農商工連携等による地域資源活用産業の振興)

- (10) 農商工連携・地域資源活用産業を推進するため創設された「みえ地域コミュニティ応援ファンド」、「みえ農商工連携推進ファンド」については、平成21年度より本格的な稼働が始まったところである。

しかしながら、両ファンドで採択・事業化された商品については、中小事業者が主体であるため情報発信や販路開拓等が課題であると考えられることから、商品開発後のフォローアップ等を積極的に行われたい。(商工・科学技術振興分野)

(観光客満足度)

(11) 平成 21 年度観光客実態調査における「観光客満足度」は、平成 20 年度結果と比べ全体で 3.9 ポイント減少し、18 年度から減少傾向となっている。

今後は、22 年度から導入される国の観光統計基準も活用し、観光事業者、市町などとさらなる連携を行い、より魅力ある観光商品づくりを実施し、「観光客満足度」の向上に努められたい。
(観光局)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア) 貸付金

中小企業者等支援資金の貸付金については、債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などによる未収金の回収に努めた結果、昨年度末と比較し約 1 千 7 百万円減少し未収金解消への努力は認められるものの、貸付金全体で 3,343,988,401 円と依然として多額の未収金が残っている。

このため、債権者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向けさらに取組を強化されたい。

また、収入未済のほとんどを占める中小企業高度化資金については、県に原資の一部を貸付けている中小企業基盤整備機構の指針に基づき、今後も引き続き適切な債権管理を行われたい。

なお、小規模企業者等設備貸与事業等にかかる(財)三重県産業支援センターへの原資貸付に関して、当該財団法人における未収金は昨年度末と比較し約 1 億 6 百万円の大幅な増加となり、3 億 4,732 万 8,078 円が未収となっている。回収の見込みの無い未収金を償却処理した場合、県は損失補償契約に基づき補償費を支出していることから、未収金回収についての指導、支援についても引き続き取り組まれたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 21 年度		平成 20 年度	
商工・科学技術 振興分野	中小企業者等支援 資金貸付金元利収 入	現年度	149,608,617 円	現年度	123,810,732 円
		過年度	3,108,050,241 円	過年度	3,151,402,668 円
		計	3,257,658,858 円	計	3,275,213,400 円
農産振興分野	農業改良資金貸付 金償還金	現年度	7,782,000 円	現年度	8,206,000 円
		過年度	50,585,954 円	過年度	46,530,954 円
		計	58,367,954 円	計	54,736,954 円
水産振興分野	沿岸漁業改善資金 貸付金償還金	現年度	2,220,000 円	現年度	2,220,000 円
		過年度	25,741,589 円	過年度	25,152,894 円
		計	27,961,589 円	計	27,372,894 円
合 計		3,343,988,401 円		3,357,323,248 円	

(イ) その他の収入未済

雑入の収入未済が 114,254,573 円(対前年度比 82.6%)あり、前年度と比べて 24,071,766 円減少している。引き続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止に一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 21 年度	平成 20 年度
経営企画分野	測量業者談合弁償金	過年度 102,753,593 円	過年度 123,290,677 円
農産振興分野	施設使用料等 (地方卸売市場)	現年度 - 過年度 6,104,514 円 計 6,104,514 円	現年度 295,405 円 過年度 6,317,655 円 計 6,613,060 円
水産振興分野	補助金返還金	-	過年度 3,026,136 円
観光局	雑入(県営サンアリーナ使用料)	過年度 5,396,466 円	過年度 5,396,466 円
合 計		114,254,573 円	138,326,339 円

イ 地域機関分

(ア) 平成 21 年度末で契約違約金返還利息の収入未済額が 383,668 円ある。前年度と比べて 89,668 円増加(対前年度比 130.5%)しているため、一層の回収と発生防止に努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 21 年度	平成 20 年度
伊勢農林水産商 工環境事務所	違約金	現年度 89,668 円 過年度 294,000 円 計 383,668 円	現年度 - 過年度 294,000 円 計 294,000 円
計		383,668 円	294,000 円

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
松阪農林商工環 境事務所	(1) 情報公開文書複写料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
尾鷲農林水産商 工環境事務所	(2) 財務会計システムの入力誤り及び現金日計表の確認もれにより、長期にわたり現金日計表に残額が記載されていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1) 【緊急マッチング商談会開催事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	経営企画分野
	(2) 【農林水産祭「実りのフェスティバル」三重県ブース設営委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	

項 目	内 容	箇 所 名
	(3)【農業協同組合の概況データ収集および取りまとめ業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(4)【農業改良資金管理事務の業務委託】 ・ 予定価格調書が作成されていなかった。 ・ 契約の履行完了時の検査において、概算払精算書、履行確認書が添付されていなかった。	農産振興分野
	(5)【栽培・養殖漁業技術開発にかかる業務委託】 契約書に、個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。	水産振興分野
	(6)【放流用アワビ種苗冬季成長促進緊急試験にかかる業務委託】 契約書に、個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。	
	(7)【三重の観光プロデュース業務委託】 予定価格調書が作成されていなかった。	観光局
	(8)【外国語ホームページ保守管理業務委託】 予定価格調書が作成されていなかった。	
	(9)【「三重の中南勢」魅力再発見情報発信強化委託業務】 予定価格調書が封入されていなかった。	
	(10)【農林水産省国有財産・開拓財産除草業務委託】 ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・ 起案に特命随意契約の該当条項及び該当理由の記載がなかった。 ・ 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。	四日市農林商工環境事務所
	(11)【平成 21 年度 農業農村整備事業実施計画稲生地区】 起案に特命随意契約の該当条項及び該当理由の記載がなかった。	
	(12)【朝見上地区換地業務委託】 精算事務において、起案・決裁文書の「公印・校合」印欄の押印がなかった。	松阪農林商工環境事務所
	(13)【雇用型農業法人モデル創出支援業務委託】 ・ 契約事務において、施行伺い文書に設計金額・予算残額・支出科目等が記載されていなかった。 ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・ 予定価格が記録されていなかった。	
	(14)【廃試薬品等収集運搬処分業務委託】 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。	中央農業改良普及センター
	(15)【平成 21 年度農業研究所植物工場整備事業設計発注支援業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	農業研究所

項目	内容	箇所名
イ 国補工事	(1)【宮川4工区その2地区 県営かんがい排水事業(一般)北浜線用水路その5工事】 三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」にかかる処理がされていなかった。	伊勢農林水産商工環境事務所
	(2)【三木浦漁港県営広域漁港整備事業工事その3】 ・総合評価の技術提案にかかる「総合評価方式技術提案履行確認書(検査時)」が作成されていなかった。 ・三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」にかかる処理がされていなかった。	尾鷲農林水産商工環境事務所
ウ 補助金等	(1)【平成21年度 カワウ食害対策事業費補助金】 関係補助金等交付要領に規定されている交付先からの状況報告書が提出されていなかった。	水産振興分野
エ 旅費	(1)【第5回果樹担当者会議】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。	伊勢農林水産商工環境事務所
	(2)【長原口池地区竣工式出席】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。	
	(3)【「営農管理的アプローチによる鳥獣害防止技術の開発」成果発表会】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。	尾鷲農林水産商工環境事務所
	(4)【礁体製作工事段階確認】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。	
	(5)【津波高潮事業段階確認】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。	
	(6)【えさプロ1系委託研究現地検討会】 最も経済的な経路による行程となっていなかった。	畜産研究所
オ 物品等購入	(1) 年度末に集中して物品を購入していた。	桑名農政環境事務所
	(2) 年度末に集中して物品を購入していた。	津農林水産商工環境事務所
	(3) 年度末に集中して物品を購入していた。	伊勢農林水産商工環境事務所
	(4) 年度末に集中して物品を購入していた。	熊野農林商工環境事務所
	(5) 物品を購入するにあたり、不必要な分割発注が行われていた。	
	(6) 年度末に集中して物品を購入していた。	中央農業改良普及センター
	(7) 年度末に集中して物品を購入していた。	病害虫防除所
	(8) 支出負担行為日を遡って処理していた。	大阪事務所

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
経営企画分野	(1) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
農産振興分野	(2) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
	(3) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
	(4) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。
農業基盤整備分野	(5) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
商工・科学技術振興分野	(6) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
四日市農林商工環境事務所	(7) 賃金の支払いにかかる書類が整理されていなかった。
	(8) 住居手当の事後確認書類が添付されていなかった。
松阪農林商工環境事務所	(9) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
	(10) 扶養手当の認定時確認書類が添付されていなかった。
伊勢農林水産商工環境事務所	(11) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。
	(12) 通勤手当の通勤届書類の記載が不十分であった。
伊賀農林商工環境事務所	(13) 賃金の支払いにかかる書類が整理されていなかった。
	(14) 住居手当の認定簿の記載が不十分であった。
尾鷲農林水産商工環境事務所	(15) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
中央家畜保健衛生所	(16) 通勤手当の通勤距離の認定に誤りがあった。
	(17) 通勤手当の通勤距離の認定に誤りがあった。
農業研究所	(18) 通勤手当の通勤距離の認定に誤りがあった。
	(19) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。
工業研究所	(20) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
水産研究所	(21) 賃金の支払いにかかる書類が整理されていなかった。
	(22) 扶養手当の認定誤りがあった。

の記載のあるものは、平成 22 年度に事務引継ぎされた総務部総務事務室において監査を行ったものである。ただし、監査対象は 21 年度支出にかかる諸手当のため、職員の所属箇所で意見を記載した。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 農業研究所、農業大学校等関係機関と旧庁舎の有効活用についての協議が十分されていなかった。	病害虫防除所
	(2) 三重県公有財産規則に基づく「公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。	農業研究所
	(3) 行政財産の目的外使用許可にかかる管財室長への報告がされていなかった。	水産研究所
イ 金品亡失	(1) 財務端末機用 ID カード紛失	水産振興分野
	(2) パソコン損傷（修理代 99,000 円）	中央農業改良普及センター
	(3) 農業研究所茶業研究室ほ場の排水路側溝蓋の盗難（取得価格約 34 万円）	農業研究所
ウ 公共用地の未登記	別表のとおり	農業基盤整備分野

(別表)

箇所名	平成 21 年度末未登記		平成 21 年度中処理分	
	筆数（筆）	面積（㎡）	筆数（筆）	面積（㎡）
桑名農政環境事務所	6 筆	1,659.33 ㎡	-	-
四日市農林商工環境事務所	37 筆	15,474.59 ㎡	11 筆	2,894.18 ㎡
津農林水産商工環境事務所	19 筆	3,146.01 ㎡	-	-
松阪農林商工環境事務所	82 筆	16,564.68 ㎡	11 筆	955.73 ㎡
伊勢農林水産商工環境事務所	297 筆	52,520.89 ㎡	1 筆	36.00 ㎡
伊賀農林商工環境事務所	328 筆	4,400.24 ㎡	26 筆	1,210.40 ㎡
熊野農林商工環境事務所	12 筆	1,186.46 ㎡	1 筆	463.55 ㎡
計	781 筆	94,952.20 ㎡	50 筆	5,559.86 ㎡

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
松阪農林環境商工事務所	(1) 旅費の支給誤りにより歳出戻入を行っていた。
中央家畜保健衛生所	(2) 旅費、印刷製本費、通信運搬費の一部において、予算残額が不足しているにも関わらず支出していた。
大阪事務所	(3) 旅費の一部において、予算残額が不足しているにも関わらず支出していた。
計量検定所	(4) 消耗品費の過払いにより歳出戻入を行っていた。
工業研究所	(5) 研修参加負担金の二重払いにより歳出戻入を行っていた。

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
商工・科学技術振興分野	(1) 自損事故（損害額 73,500 円）
四日市農林商工環境事務所	(2) 人身事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 0 円・相手 77,575 円） （治療費等：県 0 円・相手 1,124,567 円）
津農林水産商工環境事務所	(3) 自損事故（損害額 49,980 円）
	(4) 自損事故（損害額 49,728 円）
伊勢農林水産商工環境事務所	(5) 自損事故（損害額 100,940 円）
	(6) 自損事故（損害額 129,055 円）
伊賀農林商工環境事務所	(7) 物損事故（負担割合：当て逃げとして処理） （負担額：県 1,711 円・相手 - 円）
熊野農林商工環境事務所	(8) 自損事故（損害額 4,347 円）
中央農業改良普及センター	(9) 自損事故（損害額 65,783 円）
	(10) 自損事故（損害額 47,250 円）
	(11) 物損事故（負担割合：県 40%・相手 60%） （物損額：県 41,055 円・相手 59,674 円）
水産研究所	(12) 人身事故（負担割合：県 90%・相手 10%） （物損額：県 58,500 円・相手 6,500 円） （治療費等：県 142,940 円・相手 0 円）
	(13) 自損事故（損害額 48,980 円）

県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。
公道以外での自損事故を含む。

(7) 特別会計の処理状況

名 称	意 見
三重県農業改良資金貸付事業等 三重県沿岸漁業改善資金貸付事業	(1) 決算時に多額の資金残高が生じ、滞留した資金が有効活用されず、そのまま翌年度に繰り越されている状況となっている。 年間の資金貸付額と比較しても多額となっているため、今後、事業の実施にあたっては、決算時に多額の資金残高が生ずることのないよう、年度末の資金残高及び翌年度の資金の使用見込額を的確に把握し、資金需要に見合った額を予算化し、不要な額については国への納付や一般会計への繰出しを検討するなど、資金残高の管理に努められたい。

(8) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
観光局	(1) ホームページにおける旅行業法の掲載内容について、更新や削除等の管理が適正に行われていない箇所があった。

県土整備部

1 事業の執行に関する意見

(入札・契約制度)

- (1) 公共工事等の入札・契約制度については、総合評価方式の拡充、1 者入札、低入札の取り扱い等の改善について、公共事業総合推進本部（事務局：県土整備部）により全庁的に進めている。

国は、公共工事の入札及び契約手続きのたゆまぬ改善を進めるとしており、本県においても、引き続き、制度改正等の効果と検証を行い、入札・契約制度について継続的な改善の取組を着実に進められたい。（公共事業総合政策分野）

(土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定)

- (2) 土砂災害警戒区域等の指定について、県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所のうち土砂災害警戒区域の指定は 521 箇所であり、また、土砂災害警戒区域のうち、特に危険とされる特別警戒区域の指定は 395 箇所となっている。

全国に比べ区域指定が遅れている状況にあるので、区域指定のために、着実に基礎調査を進めていくとともに、今後、区域指定にあたっては、危険性や区域指定の必要性について県民及び市町の理解を得て、早急に実施されたい。

（公共事業総合政策分野）

(新道路整備戦略の見直し)

- (3) 平成 15 年度に策定された「新道路整備戦略」（平成 15 年度～29 年度）については、19 年度までの前期 5 年間の重点期間として、この間に供用できる箇所を重点的に整備し、重点期間が終了した時点で、社会経済情勢に弾力的に対応するために計画を見直すこととしていた。

その後も公共事業の仕組みや予算の削減等国の道路整備に関する方向性を確認し、県財政への影響を把握していたことから、見直し作業を見合わせていた。

22 年 6 月に県が示した「新道路整備戦略の見直し方針について」により、22 年度内を目標に財政状況や社会経済情勢など環境の変化を勘案しながら、計画見直しを行われたい。（道路政策分野）

(河川整備の計画的な実施と堆積土砂対策)

- (4) 三重県河川整備戦略では、河川整備の優先度を定め、ハード対策河川 30 河川を選定し、重点的に河川整備を行っている。

引き続き、河川整備事業を行っている地域機関との連絡を密にし、進捗管理に努め、計画的な河川整備を行われたい。

また、河床の堆積土砂対策についても、防災上の観点から危険箇所の把握とその対応策等について、引き続き市町、地域機関等とも連携を図りながら、より一層取り組まれたい。（流域整備分野、公共事業総合政策分野）

(木造住宅耐震化の促進)

- (5) 木造住宅の耐震診断については、全市町で実施されているものの平成 17 年度からは年間 3,000 件程度で推移し、20、21 年度については、年間 2,000 件弱と減少してお

り、21年度の木造住宅の耐震診断率の目標13.8%に対しても12.6%となっている。
また、耐震補強工事の進捗率についても、耐震診断を受けた累計戸数の3.6%となっている。

このような現状に鑑み、今後も市町や関係部局及び地域機関と連携して、さらなる制度の周知、広報に努め、耐震診断、耐震補強工事の進捗を促すよう取り組まれない。
(住まいまちづくり分野)

(伊勢庁舎建築工事の円滑な推進と公共事業にかかるリスク管理)

(6) 伊勢庁舎建築工事において、隣接地の宅地地盤の形状変化が生じており、その対応のため工事が一時中止し、大幅に遅れている。

事業の進捗を図るにあたっては、事業依頼部局である総務部とも一層連携し、早急に発生要因を総合的に検証し、全体計画を含めた今後の対応策を明らかにして、さらに県民への説明責任を果たしたうえで、円滑な事業の推進に努められたい。

また、本事業以外の公共工事においても問題が生じたことから、事業の進捗にかかるリスク管理について整理し、発生が予測される事案やその影響等を事前に把握をしたうえで、その発生防止や対応策の検討を行い、今後の公共事業の円滑な推進に資するよう取り組まれない。

(住まいまちづくり分野、道路政策分野、流域整備分野)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア) 債務不履行に基づく損害賠償等の収入未済額が1,581,568円あるので、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。(経営企画分野)

(イ) 公営住宅使用料等の収入未済額が34,892,568円(対前年度比88.3%)あり、前年度と比べて4,633,624円減少しているものの、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。(住まいまちづくり分野)

箇所名	収入未済科目等	平成21年度		平成20年度	
		現年度	過年度	現年度	過年度
経営企画分野	損害賠償等	現年度	-	現年度	1,581,568円
		過年度	1,581,568円	過年度	-
		計	1,581,568円	計	1,581,568円
公共事業総合政策分野	測量業者談合弁償金	過年度	126,005,594円	過年度	171,882,245円
住まいまちづくり分野	公営住宅使用料等	現年度	8,161,228円	現年度	5,399,413円
		過年度	26,731,340円	過年度	34,126,779円
		計	34,892,568円	計	39,526,192円
合計			162,479,730円		212,990,005円

(ウ) 契約解除違約金等の債権管理にかかるマニュアルが作成されているが、このマニュアルには債権管理のための台帳(滞納整理票等)が示されていない。このため、他の未収金にかかるマニュアルを参考に台帳の様式を示し、督促や催告等の状況を記録することにより、適正な債権管理を行われたい。(経営企画分野)

(エ)「三重県道路占用料にかかる金融機関等預金滞納処分要領」等に基づき債権管理を行っているものの、地域機関において滞納整理票の整理、督促状の送付時期、延滞金などの事務処理が一部統一されていない。公平性の観点からも統一した事務処理を行うよう継続して指導されたい。(公共事業総合政策分野)

(オ)収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
住まいまちづくり分野	(1) 現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表に残高が計上されたままになっていた。

イ 地域機関分

(ア) 道路、河川、海岸等の使用料の収入未済額が 10,219,781 円(対前年度比 98.5%)あり、前年度と比べて 155,430 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成21年度		平成20年度	
		現年度	過年度	現年度	過年度
桑名建設事務所	河川使用料等	321,440 円	607,160 円	749,503 円	557,060 円
		計	928,600 円	計	1,306,563 円
		現年度	232,215 円	現年度	351,523 円
四日市建設事務所	河川使用料等	217,793 円	450,008 円	過年度	102,500 円
		計	450,008 円	計	454,023 円
		現年度	29,928 円	現年度	266,023 円
鈴鹿建設事務所	道路管理費負担金等	680,435 円	710,363 円	過年度	1,177,374 円
		計	710,363 円	計	1,443,397 円
		現年度	99,548 円	過年度	405,607 円
津建設事務所	道路敷使用料	過年度	99,548 円	過年度	405,607 円
松阪建設事務所	河川使用料	7,510 円	18,990 円	現年度	-
		計	26,500 円	過年度	18,990 円
		計	26,500 円	計	18,990 円
伊勢建設事務所	前払金返還利息	940 円	323,290 円	現年度	-
		計	324,230 円	過年度	323,290 円
		計	324,230 円	計	323,290 円
志摩建設事務所	海岸使用料等	7,920 円	3,501,540 円	現年度	10,500 円
		計	3,509,460 円	過年度	3,555,390 円
		計	3,509,460 円	計	3,565,890 円
伊賀建設事務所	道路敷使用料等	157,500 円	38,856 円	現年度	-
		計	196,356 円	過年度	41,436 円
		計	196,356 円	計	41,436 円
尾鷲建設事務所	岸壁荷揚場 その他使用料等	1,396,820 円	1,661,386 円	現年度	1,414,775 円
		計	3,058,206 円	過年度	484,730 円
		計	3,058,206 円	計	1,899,505 円
熊野建設事務所	前払金返還利息	過年度	916,510 円	過年度	916,510 円
合計		10,219,781 円		10,375,211 円	

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
桑名建設事務所	(1) 収入調定誤りにより歳入戻出を行っていた。
鈴鹿建設事務所	(2) 道路敷使用料等の収入調定事務が遅延していた。
	(3) 未納者に督促状が発付されていなかった。
松阪建設事務所	(4) 行政財産の目的外使用にかかる土地使用料の収入調定が遅延していた。
志摩建設事務所	(5) 申請手数料にかかる収入証紙の消込日を申請日ではなく許可日としていた。
	(6) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
	(7) 河川使用料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
伊賀建設事務所	(8) 現金の収納手続きについて、速やかに金融機関への収納が行われずに、事務所の金庫内に現金を長期間保管し、決算時にまとめて収納していた。
尾鷲建設事務所	(9) 岸壁荷揚場その他使用料等の収入未済にかかる滞納整理票が一部作成されていなかった。
中勢流域下水道事務所	(10) 情報公開文書複写料の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表の受入額が二重（倍額）に計上されていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1) 【下水道普及啓発業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	流域整備分野
	(2) 【開発許可システム維持管理業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	住まいまちづくり分野
	(3) 【宅地建物取引業免許事務等電算処理業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(4) 【草刈業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	松阪建設事務所
	(5) 【広幅機保守点検業務委託】 予定価格を単価で記載すべきところを総額で記載していた。	志摩建設事務所
	(6) 【海岸清掃業務委託】 委託契約書の条項に定められた「海岸清掃業務実施要領」による経費精算書が添付されていなかった。	
	(7) 【尾鷲港港湾施設清掃業務委託】 特命随意契約を行っているが、契約額の総額を他	尾鷲建設事務所

項 目	内 容	箇 所 名
	者に再委託していた。	
	(8)【二級河川銚子川清掃業務委託】 特命随意契約を行っているが、契約額の総額を他者に再委託していた。	
イ 国補工事	(1)【一般国道 166 号国補道路交通安全対策（道路情報提供装置設置）工事】 ・間接工事費に機器間接費が全額計上されていなかった。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	松阪建設事務所
	(2)【一級河川木津川他 1 河川公共土木施設維持管理工事】 三重県建設工事公表要領に基づく「契約変更後」の公表がされていなかった。	伊賀建設事務所
ウ 県単工事	(1)【一般地方道鈴鹿環線県単独道路改良工事】 工事着手後に、地元調整不足から工事を 5 か月間中止していた。	鈴鹿建設事務所
	(2)【一般国道 166 号県単災害防除施設工事(辻原工区)(その2)】 ・「総合評価方式技術提案履行確認書（検査時）」において、履行状況のチェックがされていなかった。 ・「総合評価方式技術提案履行確定通知書」の起案において、履行状況のチェックがされていなかった。 ・施工体制点検マニュアルに基づく施工体制点検チェックリストにかかる「提出書類の点検」を複数回実施しているが、記録が最終回しか記載されていなかった。	松阪建設事務所
	(3)【一般地方道松阪環状線（徳和環線橋）他5橋地方特定道路整備（耐震補強）工事】 施工体制点検マニュアルに基づく施工点検チェックリストにかかる「提出書類の点検」において、「点検年月日」欄が記入されていなかった。	
	(4)【主要地方道一志野線地方特定道路整備工事その1】 施工体制点検マニュアルに基づく施工体制点検チェックリストにかかる「提出書類の点検」を複数回実施しているが、記録が最終回しか記載されていなかった。	
	(5)【一般地方道名張青山線地方特定道路整備（橋梁上部）工事】 当初設計時の計上もれにより変更が生じていた。	伊賀建設事務所
エ 調査、設計業務委託	(1)【主要地方道名張曾爾線県単道路改良（地質調査）業務委託】 工法変更を行っているが、変更理由を記述しているものの、簡略化されていた。	伊賀建設事務所
オ 旅費	(1)【現場調査及び総合評価技術ヒアリング（北の谷川国補砂防工事）】 旅行命令書の用務先に記載もれがあった。	公共事業総合政策分野

項 目	内 容	箇 所 名
	(2)【用地交渉】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。	鈴鹿建設事務所
	(3)【材料確認検査】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。	松阪建設事務所
	(4)【アドバイザー意見聴取】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。	中勢流域下水道事務所
力 物品等購入	(1) 見積合せを省略する場合の選定基準となる「事業者選定要領」で定められた購入口ーテーション表への記載がされていなかった。	鈴鹿建設事務所
	(2) 同種の消耗品を購入するにあたり、不必要な分割発注が行われていた。	松阪建設事務所
	(3) 原材料品を購入するにあたり、同時期に分割発注を行っていた。	伊賀建設事務所
	(4) 同種の消耗品を購入するにあたり、不必要な分割発注が行われていた。	尾鷲建設事務所
	(5) 支出負担行為日を遡って処理していた。	

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
住まいまちづくり分野	(1) 扶養手当の認定誤りにより過払いがあった。
	(2) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。
	(3) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
四日市建設事務所	(4) 通勤手当の事後確認書類が添付されていなかった。
	(5) 賃金の支払いにかかる書類が整理されていなかった。
津建設事務所	(6) 扶養手当の資格喪失の認定において、メモの添付だけで認定を行い、届出書類が添付されていなかった。
伊勢建設事務所	(7) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。
	(8) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
志摩建設事務所	(9) 報酬の過払いにより歳出戻入を行っていた。

の記載のあるものは、平成22年度に事務引継ぎされた総務部総務事務室において監査を行ったものである。ただし、監査対象は21年度支出にかかる諸手当のため、職員の所属箇所て意見を記載した。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今

後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産（土地）の未利用地が、31,728.30 m ² ある。	(別表1のとおり)
イ 金品亡失	(1) 公用車の損傷（修理代 67,672 円）	津建設事務所
	(2) 公用車の損傷（修理代 35,175 円）	松阪建設事務所
	(3) 携帯電話の破損	志摩建設事務所
	(4) 公用車の損傷（修理代 27,584 円）	
	(5) 公用車の損傷（修理代 81,585 円）	
	(6) セキュリティワイヤーの損傷（損害額 5,124 円 カタログ価格）	伊賀建設事務所
ウ 公共用地の未登記	(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 5,187 筆、1,317,361.19 m ² ある。	(別表2のとおり)

(別表 1)

内 容	面積 (m ²)	箇所名
中ノ川廃川敷ほか7件	7,342.98 m ²	経営企画分野
津松阪港	11,839.17 m ²	公共事業総合政策分野
一級河川鎌谷川ほか2件	1,573.70 m ²	四日市建設事務所
国道25号ほか6件	5,929.23 m ²	鈴鹿建設事務所
一級河川淀川水系久米川	5,043.22 m ²	伊賀建設事務所
計	31,728.30 m ²	

(別表 2)

箇所名	平成21年度末未登記		平成21年度中処理分	
	筆数 (筆)	面積 (m ²)	筆数 (筆)	面積 (m ²)
桑名建設事務所	247 筆	153,326.15 m ²	4 筆	434.30 m ²
四日市建設事務所	284 筆	61,080.75 m ²	1 筆	21.73 m ²
鈴鹿建設事務所	419 筆	52,754.20 m ²	6 筆	200.23 m ²
津建設事務所	450 筆	101,469.10 m ²	11 筆	437.41 m ²
松阪建設事務所	822 筆	143,614.53 m ²	8 筆	1,049.34 m ²
伊勢建設事務所	1,009 筆	255,340.37 m ²	9 筆	811.43 m ²
志摩建設事務所	137 筆	28,867.42 m ²	4 筆	591.06 m ²
伊賀建設事務所	137 筆	36,960.93 m ²	4 筆	86.41 m ²
尾鷲建設事務所	536 筆	209,276.80 m ²	1 筆	6.00 m ²
熊野建設事務所	1,146 筆	274,670.94 m ²	10 筆	608.22 m ²
計	5,187 筆	1,317,361.19 m ²	58 筆	4,246.13 m ²

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
桑名建設事務所	(1) 予算令達額以上の支出負担行為や支出命令を行っていた。
鈴鹿建設事務所	(2) 郵券証紙類出納簿（郵便切手等）の決裁、押印もれが散見された。

箇所名	内容
伊勢建設事務所	(3) 修繕料等の支払先の誤りにより歳出戻入を行っていた。
尾鷲建設事務所	(4) 工事請負費の口座名義人誤りにより歳出戻入を行っていた。
	(5) 研修参加負担金を資金前渡で支出しているが、出金されずに通帳内に約1か月間残っているものがあった。
中勢流域下水道事務所	(6) 郵券証紙類出納簿の決裁が、毎日行われていなかった。
	(7) 納品書、請求書の日付が記入されていないために、受付印を押印することにより処理しているものが散見された。

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内容
道路政策分野	(1) 物損事故（負担割合：県 80%・相手 20%） （物損額：県 18,480 円・相手 46,342 円）
	(2) 物損事故（負担割合：県 50%・相手 50%） （物損額：県 85,285 円・相手 112,500 円）
四日市建設事務所	(3) 自損事故（損害額 73,972 円）
	(4) 自損事故（損害額 61,876 円）
	(5) 自損事故（損害額 49,683 円）
	(6) 自損事故（損害額 70,308 円）
	(7) 自損事故（損害額 151,305 円）
	(8) 自損事故（損害額 53,403 円）
	(9) 自損事故（損害額 86,269 円）
鈴鹿建設事務所	(10) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 3,150 円・相手 23,194 円）
津建設事務所	(11) 自損事故（損害額 82,950 円）
	(12) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 0 円・相手 150,000 円）
松阪建設事務所	(13) 自損事故（損害額 78,750 円）
	(14) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 27,720 円・相手 27,310 円）
	(15) 自損事故（損害額 16,800 円）
伊勢建設事務所	(16) 自損事故（損害額 66,097 円）
志摩建設事務所	(17) 自損事故（損害額 23,625 円）
	(18) 自損事故（損害額 73,500 円）

箇所名	内 容
	(19) 自損事故 (損害額 68,460 円)
伊賀建設事務所	(20) 人身事故 (負担割合: 県 90%・相手 10%) (物損額 : 県 廃車 取得価格 783,000 円・ 相手 746,030 円) (治療費等: 県 0 円・相手 1,974,308 円)
	(21) 人身事故 (負担割合: 県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 0 円・相手 558,957 円) (治療費等: 県 0 円・相手 63,320 円)
尾鷲建設事務所	(22) 人身事故 (負担割合 示談中)
熊野建設事務所	(23) 自損事故 (損害額 97,104 円)
北勢流域下水道事務所	(24) 自損事故 (損害額 51,030 円)

県費負担の発生しないもの (自家用車の公用使用、相手方全額負担等) を除く。
公道以外での自損事故を含む。

(7) 特別会計の処理状況

名 称	意 見
流域下水道事業 特別会計	(1) 国補北勢流域下水道 (北部) 事業、国補北勢流域下水道 (南部) 事業、 国補中勢沿岸流域下水道 (志登茂川) 事業等において、工事の遅延等により 繰越事業が 36 億 6,760 万円発生しているため、円滑な事業の推進を 図られたい。

(8) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
松阪建設事務所	(1) 総合評価方式一般競争入札の対象である工事案件について、価格競争による一般競争入札を実施しているが、実施する理由が記録されていない事例があった。
志摩建設事務所	(2) 総合評価方式一般競争入札の対象である工事案件について、価格競争による一般競争入札を実施しているが、実施する理由が記録されていない事例があった。

出納局

1 事業の執行に関する意見

(会計支援体制の充実)

- (1) 会計事務の適正化については、地域駐在の設置、事前・事後検査及び物品検査の実施、相談機能の強化、職員研修の充実など取り組まれているところであり、その結果、平成 21 年度の会計相談件数及び出納局検査における指導件数は減少傾向となっている。

しかしながら、会計知識の不足に起因する軽微なミスや、所属のチェック体制の不備による誤った事務処理などが依然として発生している。

また、22 年 4 月からの総務事務室の稼働により、地域機関の会計事務処理体制は事務の集約化・移管に伴う職員減のため、職員間の相談等による連携機能が低下し、以前よりケアレスミス等が起こりやすい状況となっている。

このような状況を踏まえ、会計事務に携わる職員一人ひとりの習熟度に応じた OJT (職場内研修) 研修等の支援体制を一層充実されたい。(出納分野)

(物品の適正管理)

- (2) 物品の金品亡失(損傷)について、平成 21 年度は前年度に比べて 2 件減少しているものの、181 件の発生と依然として多い状況である。

引き続き、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任について指導されたい。

(出納分野)

〔金品亡失の状況〕

(単位：件)

	事由	20年度	21年度	概要
損傷	自動車	135	152	交通事故116件、事故以外36件
	自動車以外	38	25	パソコン18件、セキュリティワイヤー 外
亡失	現金等盗難	-	-	
	物品盗難	5	2	図書2件
	物品紛失	5	2	財務端末IDカード外
合計		183	181	

(注) 件数は、当事者から各所属へ提出された金品亡失(損傷)報告数及び受理年月日を基準としている。

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

雑入(弁償金)の収入未済額が平成 21 年度に新たに発生し、21,871,353 円あるので、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

収入未済科目等	平成 21 年度		平成 20 年度
弁償金	現年度	21,871,353 円	現年度 -
合計		21,871,353 円	-

(2) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 金品亡失	(1) パソコンの損傷(キーボード交換 修理代0円)	出納分野
	(2) パソコンの損傷(キーボード交換 修理代0円)	

(3) その他

三重県会計規則においては督促の規定がなく、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項及び地方自治法施行令第 171 条の規定に基づき、個別の要綱で規定し対応している状況である。

しかしながら、収入の項目によっては、要綱を定めていない場合もあり、適正な事務処理を促進するためにも、督促等の債権管理についての全庁的な取扱いについて各担当部局に周知されたい。

企業庁

1 事業の執行に関する意見

(水力発電事業の民間譲渡)

- (1) 水力発電事業の民間譲渡については、鋭意取り組まれてきたところであるが、新たに中部電力株式会社の運転監視システムの整備が必要となったことなどから、譲渡の時期が平成 25 年度または 26 年度に延期されることとなった。

譲渡時期が再び延期されることのないよう、中部電力株式会社及び関係機関との協議を着実に進めるとともに、協議の進捗状況について、県民に対し十分な情報提供を行われたい。

(経営分野、事業分野)

(水力発電事業譲渡後の R D F 焼却・発電事業の運営体制)

- (2) R D F 焼却・発電事業は、地方公営企業法上の法定事業である水力発電事業の附帯事業として運営されているが、水力発電事業が中部電力株式会社に譲渡された後は、企業庁が附帯事業として運営していくことができなくなる。

このため、関係部局と協議を進め、水力発電事業譲渡後の R D F 焼却・発電事業の運営体制について明確にされたい。

(経営分野、事業分野)

(R D F 焼却・発電事業の平成 29 年度以降のあり方)

- (3) R D F 焼却・発電事業の平成 29 年度以降の事業のあり方について、目途とする 22 年度末までに関係市町等との合意が得られるよう、早急に課題の解決に取り組まれたい。

(経営分野、事業分野)

(R D F 処理委託料の段階的改定と経営改善)

- (4) R D F 処理委託料については、平成 21 年度から毎年度段階的に引き上げる激変緩和措置を講じながら、28 年度に収支が均衡するようにしたところである。

20 年度以後 3 年度毎に収支計画の見直しが行われるが、市町の財政状況も厳しいことから、収支不足額が増加しないよう、引き続き経営改善に努められたい。

(経営分野、事業分野)

(工業用水道事業の需要拡大)

- (5) 北伊勢工業用水道事業については、平成 21 年度に契約水量が 3,730m³/日増加したものの、22 年 3 月 31 日現在において、112,340m³/日の未契約水量が存在する。

中伊勢工業用水道事業については、21 年度に契約水量が 3,200m³/日減少し、22 年 3 月 31 日現在において、15,510m³/日の未契約水量が存在する。

厳しい経済状況の下ではあるが、企業誘致部局等と連携し、工業用水の需要の拡大に引き続き努められたい。

(事業分野)

(施設改良の推進)

- (6) 東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生が懸念されている。

このような状況の中、県民のライフラインの確保、ユーザー企業への給水障害防止のため、水道事業、工業用水道事業の水管橋、主要施設等の耐震化を引き続き進められたい。

また、平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間に、水道事業で 15 件、工業用水道事業で 22 件の漏水が発生し、水道事業で 2 件、工業用水道事業で 1 件の給水障害が生じているので、引き続き施設設備の老朽劣化対策を進められたい。（事業分野）

（長期債務の繰上償還）

(7) 企業庁では、水道事業及び工業用水道事業において、従来から高金利企業債の借換や繰上償還、並びに水資源機構割賦負担金の繰上償還を実施し、平成 21 年度までに約 180 億 6,100 万円の支払利息を軽減している。

19 年度から 21 年度までの 3 年間の特例措置として実施された公的資金補償金免除繰上償還制度が、22 年度から 3 年間延長されることから、引き続き制度を積極的に活用し、支払利息の軽減に努められたい。

また、水資源機構割賦負担金の繰上償還についても、引き続き水資源機構に対し積極的に要望されたい。（経営分野）

（技術管理業務の包括的な民間委託と技術継承、指導監督者の育成）

(8) 工業用水道事業では、平成 21 年度から全ての浄水場において技術管理業務の包括的な民間委託が開始され、水道事業においても、24 年度から技術管理業務の包括的な民間委託を開始することが計画されている。

水道事業の包括的な民間委託にあたっては、工業用水道事業での実績をあらゆる観点から十分に検証し、委託による効果を県民に対し十分説明するとともに、用水供給事業を行う事業者としての責任を全うできるよう万全を期されたい。

また、民間委託の拡大に伴い、受託業者に対する指導監督能力が一層求められることから、業務にかかる知識やノウハウの継承、職員の資質向上に重点的に取り組まれたい。（経営分野、事業分野）

（次期中期経営計画の策定）

(9) 現在検討を進めている次期中期経営計画（平成 23 年度～26 年度）は、水力発電事業の民間譲渡、R D F 焼却・発電事業の運営体制等、今後の企業庁のあり方を示す重要な計画である。

計画の策定にあたっては、これまでの課題、問題点を十分に検証するとともに、県民に水と電気を「安全・安定」供給するため、危機管理への対応、技術力の向上策等についても十分留意されたい。（経営分野、事業分野）

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

地域機関分

工業用水使用料の収入未済額が 636,300 円（対前年度比 142.9 %）あり、前年度と比べて 191,100 円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止に一層努められたい。

箇所名	収入未済科目	平成 21 年度	平成 20 年度
北勢水道事務所	工業用水道使用料	現年度 191,100 円	現年度 445,200 円
		過年度 445,200 円	過年度 -
		計 636,300 円	計 445,200 円
計		636,300 円	445,200 円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1)【財務会計システム保守業務】 ・執行伺（見積徴取伺）が起案されていなかった。 ・予定価格調書が作成されていなかった。	経営分野 (3事業会計共通)
	(2)【工事実地検査業務】 執行伺い起案文書に「年度開始前の契約の準備行為である」旨が明記されていなかった。	
	(3)【清掃業務委託】 日常清掃に従事する者は、水道法及び同法施行規則に基づき 6 か月ごとに健康診断書を提出しなければならないが、提出されていなかった。	南勢水道事務所
	(4)【浄化槽の保守点検に関する業務委託】 業務の内容に保守管理・維持管理を含むことから、支払い科目は委託料とするべきところを手数料で支払っていた。	
イ 国補工事	(1)【揖斐川水管橋下部工耐震補強工事（二期）】 ・現地での状況把握が不十分であり、このことに伴う増額変更がされていた。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	北勢水道事務所
ウ 県単工事	(1)【ゆめが丘浄水場管理本館室内整備工事】 三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」にかかる処理が一部されていなかった。	事業分野 (水道事業会計)
	(2)【伊勢送水ポンプ所ポンプ制御盤改良工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	南勢水道事務所
	(3)【多気浄水場その他電気設備等点検工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	三重ごみ固形燃料発電所
	(4)【脱塩洗灰処理施設溶解槽集塵機等修理工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	
	(5)【脱塩洗灰処理施設ポンプ等修理工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	
エ 旅費	(1)【国の予算編成提言活動】 復命書が作成されていなかった。	事業分野 (水道事業会計)
	(2)【建設技術講習会】 昼食代を公費で立替払いしていた。	南勢水道事務所
	(3)【二次過熱器工場検査立会】 復命書の記載が不十分であった。	三重ごみ固形燃料発電所

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
三瀬谷発電管理事務所	(1) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。
三重ごみ固形燃料発電所	(2) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。
	(3) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿に、従事した月日、内容が記載されていなかった。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) リース機器等庁有外物品の準備品出納簿への記載方法が所属により異なっていた。	経営分野 (3事業会計共通)
	(2) 準備品の出納について、所定の出納簿様式により、記載されていなかった。	三重ごみ固形燃料 発電所
	(3) 平成20年度以降購入の準備品3件について、準備品表示票が貼付されていなかった。	
イ 公共用地の未登記	(1) 過年度1筆 13.2 m ²	北勢水道事務所
	(2) 過年度2筆 181 m ²	志摩水道事務所
	(3) 過年度15筆	三瀬谷発電管理事務所

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
経営分野 (3事業会計共通)	(1) 支払区分誤りにより印刷製本費の会計更正を行っていた。
北勢水道事務所	(2) 支出科目の報告誤りにより人件費の会計更正が必要となった。
	(3) 手数料支払いにあたり、納付書による現金納付のところを収入証紙での納付と誤ったことによる収入証紙代の歳出戻入を行っていた。
	(4) 研修参加費用の振込手数料金額を窓口納付の場合で積算していたため、実際のATM振込での手数料との間に差額が生じたことにより歳出戻入を行っていた。
南勢水道事務所	(5) 手数料の請求金額の誤りにより過払いし歳出戻入を行っていた。
	(6) 利用料にかかる支出負担行為書について、決裁手続きをとらずに支払い処理をしていた。
	(7) 検査記録調書において、物品(新聞・定期刊行物等)の検査をした旨の認印が押印されていなかった。

箇所名	内 容
三瀬谷発電管理事務所	(8) 所出納員を補助するための現金取扱員の任命がされていなかった。
	(9) 資金前渡交付伺を作成していなかった。
三重ごみ固形燃料発電所	(10) ETC カードを誤って公務外に利用したことにより歳出戻入を行っていた。
	(11) 平成 21 年 8 月 10 日に誤払いした高速道路使用料について、22 年 2 月 12 日まで歳出戻入の手続きを行っていなかった。

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
北勢水道事務所	(1) 物損事故（負担割合：県 10%・相手 90%） （物損額：県 29,100 円・相手 17,835 円）
中勢水道事務所	(2) 物損事故（負担割合：県 10%・相手 90%） （物損額：県 7,663 円・相手 1,024 円）
三瀬谷発電管理事務所	(3) 物損事故（負担割合：県 50%・相手 50%） （物損額：県 2,410 円・相手 0 円）
	(4) 自損事故（損害額 180,285 円）

県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。
公道以外での自損事故を含む。

病院事業庁

1 事業の執行に関する意見

(県立病院改革)

- (1) 県立病院改革については、総合医療センターの特定地方独立行政法人化、志摩病院の指定管理者制度の導入に向けての手続きが今年度から進められている。

病院の運営形態の変更にあたっては、健康福祉部との業務分担を明確にし、患者や地域住民に対し十分な情報提供を行い、理解を得ながら着実に進められたい。

また、現在病院に勤務している職員に不安を与えないよう配慮されたい。

さらに、運営形態の変更に向け、累積欠損金、過年度未収金、退職給与引当金等の財務の取り扱いについて、十分に検証し整理されたい。

(当面の病院運営と中期経営計画の策定)

- (2) 平成 21 年度の病院事業会計の収益的収支は 10 億 1,750 万円の純損失となり、前年度に比べ 3 億 2,624 万円収支は改善したものの、依然多額の赤字となっている。

23 年度末までは、県営で各病院の運営を行っていく方針であることから、経営の改善及び県立病院としての役割、機能の充実に向け、当面の目標を設定し、収支の改善、資金の確保、患者サービスの向上に努められたい。

また、一志病院、こころの医療センター、県立病院経営室については、今後、県から示される 24 年度以降の組織体制に基づき、早期に新たな中期経営計画を策定されたい。

なお、各病院の留意事項は以下のとおりである。

ア 総合医療センター

平成 21 年度に 7 対 1 看護基準を新たに取得し、安心して質の高い医療・看護を提供しているところであるため、この看護基準の安定維持に努めるとともに、DPC（診断群分類包括評価）の適正な運用や費用の節減等により、経営の改善に引き続き取り組まれたい。

イ こころの医療センター

平成 21 年度に病棟の施設基準を再編し、精神科における救急・急性期医療の充実に図っているところであるため、この施設基準の安定維持に努めるとともに、精神科救急患者への対応や、患者の社会復帰支援等、県立精神科病院としての役割・機能の充実に向けた取組を引き続き進められたい。

ウ 一志病院

平成 19 年度から取り組んでいる家庭医療の実践が地域に定着しつつあるため、家庭医療医の育成を図るとともに、訪問診療、予防医療の充実など、地域の医療ニーズに合った取組を引き続き進められたい。

(注) 家庭医療 = 性別、年齢を問わず、身近な病気を中心に、けがや心の悩み、病気の予防や介護なども含めて患者のケアを総合的に行う医療。

エ 志摩病院

地域医師会等との連携や市民ボランティアによる院内活動など、地域医療の充実に向け努力しているところであるが、医師不足による入院稼働病床数の減少、救急患者受入体制の縮小などが表面化しているため、健康福祉部と十分に連携しながら医師を確保し、診療体制の維持及び経営の改善を図られたい。

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

(未収金の回収と発生防止について)

平成 21 年度末における診療費自己負担金の過年度収入未済額が、4 病院合計で約 1 億 8,854 万円となっている。

未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、平成 21 年度中に約 2,100 万円を回収しているところであるが、引き続き回収に向けての取組を進められたい。

また、平成 21 年度においては、約 2,700 万円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。

診療費自己負担金の過年度未収金

(単位：円)

箇所名	平成21年度 A		平成20年度 B		増減 A-B	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総合医療センター	573	122,702,199	620	138,274,367	47	15,572,168
こころの医療センター	175	35,039,953	153	32,633,652	22	2,406,301
一志病院	12	887,483	7	846,753	5	40,730
志摩病院	199	29,915,954	242	34,100,481	43	4,184,527
計	959	188,545,589	1,022	205,855,253	63	17,309,664

未収金増減の内訳

(単位：円)

箇所名	新規発生	回収	会計上の減額処理	計
総合医療センター	11,618,129	11,859,687	15,330,610	15,572,168
こころの医療センター	8,663,660	4,381,119	1,876,240	2,406,301
一志病院	126,930	86,200	0	40,730
志摩病院	6,504,352	4,727,251	5,961,628	4,184,527
計	26,913,071	21,054,257	23,168,478	17,309,664

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1)【看護研修ステップ 実施委託】 支払事務において、請求書に基づかずに支払いを行っていた。	県立病院経営分野
	(2)【消防設備保守点検業務委託】 契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。	総合医療センター
	(3)【診療情報管理士業務委託】 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。	こころの医療センター
	(4)【細菌検査室キャビネット点検業務委託】 ・契約書に収入印紙が貼付されていなかった。 ・契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。	
	(5)【生化学自動分析装置保守点検業務委託】 ・契約の締結に際し納税確認がされていなかった。 ・契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。	
	(6)【CR システム保守点検業務委託】 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。	
	(7)【純水装置点検業務委託】 ・契約書に収入印紙が貼付されていなかった。 ・契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。	
	(8)【生化学自動分析装置保守点検業務委託】 契約書に本来契約の目的（内容） 守秘義務、再委託、仕様等必要事項が記載されていなかった。	一志病院
	(9)【医事電算システム患者属性情報連携作業委託】 業務完成時において、契約相手方から履行完了の報告がされていなかった。	
	(10)【自動制御装置保守点検業務委託】 業務完成時において、契約相手方から履行完了の報告がされていなかった。	
	(11)【寝具供給業務委託】 ・予定価格の積算根拠が明確となっていない。 ・契約書に収入印紙が貼付されていなかった。	
	(12)【放射性廃棄物廃棄業務委託】 予定価格が設定されていなかった。	志摩病院
イ 旅費	(1)【第8回全国病院事業管理者・事務責任者会議】 最も経済的な経路による行程となっていない。	県立病院経営分野

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
県立病院経営分野	(1) 賃金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(2) 報酬の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(3) 扶養手当の加算額が支給されていなかった。
	(4) 通勤手当を過払いしていた。
	(5) 高速道路利用者の通勤届が提出されていなかった。
	(6) 高速道路利用者の事後確認が実施されていなかった。
一志病院	(7) 賃金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
志摩病院	(8) 通勤手当を過払いしていた。

(4) 財産管理等

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) パソコン、プリンターに備品表示票が貼付されていなかった。	県立病院経営分野

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
県立病院経営分野	(1) 研修費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
こころの医療センター	(2) 診療材料費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(3) 貯蔵品のたな卸表が作成されていなかった。

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
こころの医療センター	(1) 自損事故（損害額 56,973 円）

県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。
公道以外での自損事故を含む。

議会事務局

1 事業の執行に関する意見

(政務調査費の適正な執行)

- (1) 平成 21 年度分の収支報告書について、添付されている領収書等の写しをもとに、条例、施行規程及びガイドラインの規定に照らし内容を確認した結果、海外の政務調査にかかる調査雑費の地域区分を誤って計上している事例や按分率を誤って計上しているなど返還を要する事例、証拠書類等の写しが添付されていないなど取扱いに改善を要する事例等が見受けられた。

これらについて、議会事務局においては、所要の措置を講じるとともに、今後とも、政務調査費が適正に執行されていることが確認できるよう努められたい。

2 財務等に関する意見

(1) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1)【議会広報に関する勉強会業務委託】 随意契約の理由が具体的に記載されていなかった。	議会事務局
	(2)【傍聴受付業務委託】 執行や契約の伺い等がなされておらず、相手方の見積書のみをもって業務を委託していた。	
	(3)【FAX 保守管理料(2台)】 予定価格が記録されていなかった。	
イ 旅費	(1)【議会改革にかかる意見交換の随付】 旅費請求書に航空機利用の必要性が明記されていなかった。	
ウ 物品等購入	(1) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	

(2) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
議会事務局	(1) 報酬、報償費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。

(3) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
議会事務局	(1) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。

箇所名	内 容
	(2) 出納員の事務引継書に記載している現金の金額が、実際の金額と相違していた。

監査委員事務局

1 事業の執行に関する意見

(事務局職員の専門性の向上)

- (1) 地方分権の進展等に伴い、県が処理すべき事務は今後さらに高度化・多様化すると考えられ、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の審査など、財務報告の信頼性の確保の観点も重要となっており、監査委員事務局においても外部専門家に委託しその知見を活用する対策を行っている。

今後、監査委員による監査体制の強化を図るうえで、監査委員事務局職員の能力は重要な要素であり、事務局職員の資質向上の観点から、専門性を高めるための研修を充実していくとともに、個々の職員が習得した知識を組織全体で共有し、組織全体の底上げを図るため局内専門研修を行うなど専門性の向上に一層努められたい。

2 財務等に関する意見

概ね適正に処理されていた。

人事委員会事務局

1 事業の執行に関する意見
概ね適正に処理されていた。

2 財務等に関する意見

(1) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
ア 業務委託 は特命随意契約	(1)【平成 21 年度警察官 A 試験にかかる教養試験問題作成委託】 予定価格の省略理由が起案に記載されていなかった。
	(2)【平成 21 年度職員採用試験及び事前選考にかかる性格検査の判定 業務委託】 予定価格の省略理由が起案に記載されていなかった。
イ 旅費	(1)【獣医師の採用等にかかる調査】 最も経済的な経路による行程となっていなかった。

教育委員会事務局

1 事業の執行に関する意見

(県立高等学校の再編活性化)

- (1) 県立高等学校の再編活性化については、平成 13 年度に「県立高等学校再編活性化基本計画」を策定し、現在、具体的な実施内容を示した「県立高等学校再編活性化第三次実施計画」(平成 20 年度～23 年度)に基づき、取組を進めている。

第三次実施計画の進捗状況やこれまでの取組を検証し、課題等を明らかにしたうえで、関係機関との連携を密にし、引き続き県立高等学校の特色化、魅力化に取り組まれない。

(経営企画分野)

(障がい者雇用の促進)

- (2) 平成 21 年 6 月 1 日現在の障がい者雇用率は 1.70%と、前年度に比べて 0.13 ポイント向上しているが、法定雇用率 2.0%が達成されていないので、一層、積極的な雇用促進に努められたい。

(教育支援分野)

(県立特別支援学校整備第二次実施計画の策定)

- (3) 「県立特別支援学校整備第一次実施計画」(平成 19 年度～22 年度)に基づき、児童生徒の増加に伴う学校等の整備や長時間通学の解消に向けた取組を進めているところである。

「県立特別支援学校整備第二次実施計画」策定にあたっては、第一次実施計画の進捗状況や現状における特別支援学校の課題等を整理し、その結果を的確に第二次実施計画に反映されたい。

(学校教育分野)

(特別支援教育の充実)

- (4) 平成 18 年 10 月に策定した「三重県における特別支援教育の推進について(基本計画)」を基に「校内委員会」の設置等特別支援教育の校内体制整備の充実に取り組んできている。

しかしながら、高等学校における「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成割合が低いことから、整備されている「校内委員会」や「実態把握の実施」が実効性のあるものとなっているか検証するとともに、高等学校における特別支援教育の理解を進め、特別支援教育の必要な生徒を的確に把握し、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成に努め、特別支援教育の校内体制整備の一層の充実を図られたい。

(学校教育分野)

(学力及び体力の向上)

- (5) 平成 19 年度から「全国学力・学習状況調査」、20 年度から「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が実施されている。

21 年度の調査結果においても、全国平均を下回っている項目が多くあったことから、これまでの取組を検証し、課題等を整理したうえで、授業の改善、指導力を高める研修の推進や体育・保健体育の授業の工夫改善などの支援を充実させ、学力の定着と体力の向上により一層取り組まれたい。

(学校教育分野、社会教育・スポーツ分野)

(いじめ、不登校、暴力行為児童生徒への対策の推進)

- (6) 平成 21 年度いじめの認知件数は、260 件(20 年度:362 件)、21 年度不登校児童生徒数も 1,794 人(20 年度:1,909 人)といずれも減少しているが、依然として高い水準にある。また、21 年度暴力行為は、822 件(20 年度:799 件)と増加している。

今後とも生徒指導を中心的にリードする教員を養成し、学校の生徒指導体制を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、より効果的な相談指導・配置に努め、早期発見・早期対応の取組を、一層推進されたい。

(学校教育分野)

(外国人児童生徒教育の支援)

- (7) 県内の公立小中学校及び県立高等学校における日本語指導を必要とする外国人児童生徒数は、1,659 人(平成 21 年度)と前年度に比べ 46 人増加している。また、近年、外国人児童生徒の広域化、流動化が見られる。

現在、日本語指導や学校生活への適応指導の充実に取り組んでいるが、広域化、流動化に対応した取組や外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけ、学校生活により適応できる取組を市町等教育委員会との役割分担を明確にして、連携しながら進められたい。

また、高校進学を希望する生徒も増加していることから、進学機会拡大を図るため、引き続き必要な環境整備を支援されたい。

(学校教育分野)

(キャリア教育の充実と就労支援)

- (8) 平成 22 年 7 月末現在の県内新規高等学校卒業予定者の求人状況は、就職希望者数 4,389 人に対し、県内の求人数は 2,810 人となっており、非常に厳しい雇用状況となっている。

引き続き、各教育委員会等との連携を一層密にし、小・中・高等学校の各段階に応じたキャリア教育を推進し、勤労観、職業観の育成を図られたい。

また、不安定就労者や就職未内定者が増加していることから、就職支援相談員等を活用し、就労支援に努められたい。

(学校教育分野)

(教育相談体制等の充実)

- (9) 総合教育センターでの教育相談件数は、平成 21 年度 7,537 件で前年度の 8,673 件から 1,136 件の大幅な減少となっている。

相談内容が複雑化・多様化しているなか、対象外の相談を減らしていったことと、一次的教育相談を受ける各学校等での初期対応が適切に行われ、教育相談員専門研修を実施している効果が表れてきている結果であるが、今後も引き続き、当センターが教育相談の中核的役割としての機能を発揮して、学校の教育相談体制を支援していくために、より高度で専門性を備えた体制の充実を図られたい。

(研修分野)

(教職員研修参加状況の検証と研修に参加しやすい環境の整備)

- (10) 研修を通して教職員の資質向上を図るため、教職員一人あたりの研修参加回数を目標として掲げており、平成 21 年度実績で 2.52 回(目標 2.65 回)となっている。

教職員が学校現場を離れての研修が年々困難になってきていることから、IT を活

用したネットDE研修や長期休業期間中の研修講座の充実を図っているところである。

全教職員に研修機会を確保し、教職員全体の資質向上を図ることが重要であることから、教職員一人ひとりの研修の参加状況を検証し、より研修に参加しやすい環境を整備されたい。
(研修分野)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、82,220,719円(対前年度比129.0%)あり、前年度と比べて18,501,011円増加している。各奨学金などの返還金については、滞納整理に関する要綱などに基づき、引き続き、その収納促進及び発生防止に一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成21年度		平成20年度	
経営企画分野	三重県高等学校等 修学奨学金返還金	現年度	19,235,783円	現年度	14,815,569円
		過年度	29,337,863円	過年度	20,432,367円
		計	48,573,646円	計	35,247,936円
教育支援分野	給与過払い分	現年度	-	現年度	255,000円
		過年度	-	過年度	39,535円
		計	-	計	294,535円
学校教育分野	教職員恩給及び退 職年金過払い分	現年度	747,496円	現年度	11,712,123円
		過年度	11,012,257円	過年度	-
		計	11,759,753円	計	11,712,123円
学校教育分野	進学奨励金返還金	現年度	3,888,906円	現年度	2,938,670円
		過年度	7,253,934円	過年度	4,787,364円
		計	11,142,840円	計	7,726,034円
	大学等進学資金貸 付金返還金	現年度	2,326,000円	現年度	2,303,200円
過年度		8,093,200円	過年度	6,278,600円	
計		10,419,200円	計	8,581,800円	
学校教育分野	高等学校定時制課 程及び通信制課程 修学奨励金返還金	現年度	168,000円	現年度	-
		過年度	60,000円	過年度	60,000円
		計	228,000円	計	60,000円
学校教育分野	スクールカウンセ ラー通勤手当返還 金	現年度	-	現年度	-
		過年度	97,280円	過年度	97,280円
合 計			82,220,719円		63,719,708円

イ 県立学校分

(ア) 高等学校授業料等の収入未済額が16,211,932円(対前年度比123.9%)あり、前年度と比べて3,130,374円増加しているため、引き続き、三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱などに基づき、その収入未済額の減少と発生防止に一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 21 年度		平成 20 年度	
県立高等学校 (43校)	高等学校授業料	現年度	11,159,859 円	現年度	8,562,453 円
		過年度	4,449,055 円	過年度	3,926,564 円
		計	15,608,914 円	計	12,489,017 円
県立高等学校 (1校)	弁償金	過年度	586,781 円	過年度	586,781 円
県立高等学校 等(5校)	学校開放事業電気 使用料等	現年度	16,237 円	現年度	5,760 円
合 計			16,211,932 円		13,081,558 円

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
桑名西高等学校	(1) 現金納付された授業料の収納処理が遅延していた。
	(2) 指定金融機関等への払込当日にまとめて現金受入票及び現金収納票を起票しているため、現金日計表における受入日が実際の領収日と合致していなかった。
	(3) 学校開放事業光熱水費負担金について、納付期限を過ぎた納付が散見された。
桑名工業高等学校	(4) 授業料減額対象者1名分の調定減額及び口座振替額の変更を失念したため、6か月分過大徴収となり、歳入戻出を行っていた。
川越高等学校	(5) 現金納付された授業料の収納処理が遅延していた。
四日市農芸高等学校	(6) 生産物売払代金の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表の受入額が二重に計上されていた。
四日市商業高等学校	(7) 授業料の現金受入れに際し、受入れた日の翌日等に「現金受入票」の処理を行なっているため、現金日計表における受入日が実際の領収日と合致していなかった。
亀山高等学校	(8) 授業料の現金収納にかかる納付書の領収印欄に押印がされていなかった。
津西高等学校	(9) 情報公開文書複写料の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表の受入額が二重に計上されていた。
みえ夢学園高等学校	(10) 授業料の現金受入れに際し、受入れた日の翌日等に「現金受入票」の処理を行なっているため、現金日計表における受入日が実際の領収日と合致していなかった。
松阪高等学校	(11) 学校開放事業光熱水費負担金について、納付期限を過ぎた納付が散見された。
	(12) 入学料の収入証紙の消印を押印していないものがあった。
松阪商業高等学校	(13) 授業料の現金受入れに際し、受入れた日の翌日等に「現金受入票」の処理を行なっているため、現金日計表における受入日が実際の領収日と合致していなかった。
	(14) 現金納付された授業料等の収納処理が遅延していた。
宮川高等学校	(15) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
伊勢まなび高等学校	(16) 授業料滞納整理記録簿の整理が一部行われていなかった。

箇所名	内 容
	(17) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
明野高等学校	(18) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
南伊勢高等学校	(19) P T A会費等を県の歳入として受入れたことにより歳入戻出を行っていた。
水産高等学校	(20) 授業料の減免申請手続きについて、6 月以降決裁が行われておらず、申請者に対し減免審査結果通知書が送付されていなかった。
	(21) 平成 21 年 4 月 17 日に授業料の調定変更が行われた以後、授業料減免や退学、休学に伴う減額調定変更が行われていなかった。
	(22) 他校へ転学した生徒から誤って授業料を徴収したことにより歳入戻出を行っていた。
	(23) 授業料滞納整理記録簿の整理が行われていなかった。
あけぼの学園高等学校	(24) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
上野高等学校	(25) 授業料、雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
名張高等学校	(26) 授業料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
尾鷲高等学校	(27) 目的外使用にかかる使用料の収納が遅延していた。
木本高等学校	(28) 授業料の現金受入れに際し、受入れた日の翌日等に「現金受入票」の処理を行っているため、現金日計表における受入日が実際の領収日と合致していなかった。
	(29) 授業料の事務処理誤りにより歳入戻出を行っていた。
紀南高等学校	(30) 雇用保険料、授業料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
西日野にじ学園	(31) 現金納付された物品売払代金の収納処理が遅延していた。
熊野少年自然の家	(32) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
書面監査（11 校）	(33) 授業料等の事務処理誤りにより歳入戻出を行っていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1)【三重県教職員人事管理システム仕様変更業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	教育支援分野
	(2)【教員免許管理システム運営管理業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(3)【県立学校児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	学校教育分野

項 目	内 容	箇 所 名
	(4)【栄養教諭を中核とした食育推進事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(5)【就学支援等に関する研修支援事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(6)【平成 21 年度競技力向上特別事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	社会教育・スポーツ分野
	(7)【桑名西高等学校消防用設備等点検・報告業務委託】 請求書の相手方住所や職氏名が契約書記載のものと異なっていた。	桑名西高等学校
	(8)【一般廃棄物の収集及び運搬委託】 契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかった。	
	(9)【桑名北高等学校管理普通教室棟耐震補強改修に伴う構内電話仮設業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約書、仕様書に定める業務完了報告書、現場代理人、着工及び竣工の届出が徴取されていなかった。	桑名北高等学校
	(10)【防火・排煙設備点検及び不良箇所調査業務委託】 契約書に定める業務完了報告書が徴取されていなかった。	
	(11)【消防用設備等点検業務】 契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。	桑名工業高等学校
	(12)【2 棟エレベーター点検保守業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	亀山高等学校
	(13)【消防用設備点検・保守業務委託】 予定価格が誤って記載されていた。	
	(14)【一般廃棄物収集運搬処理委託業務】 契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかった。	
	(15)【廃棄物収集及び処理業務委託】 ・契約書に契約金額の記載がされていなかった。 ・予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。	津工業高等学校
	(16)【浄化槽及び汚水処理装置の維持管理委託】 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。	
	(17)【一般廃棄物収集運搬等業務委託】 ・契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかった。 ・仕様書に基づく産業廃棄物処理にかかるマニフェストが受託者から交付されていなかった。	みえ夢学園高等学校
	(18)【理科の廃薬品・廃液処理の委託】 随意契約理由が具体的に記載されていなかった。	白山高等学校

項 目	内 容	箇 所 名
	(19)【学籍ソフトのカスタマイズ等の委託にかかる契約】 委託業務完成時に、委託業者から完成報告書を徴取していなかった。	
	(20)【一般廃棄物、産業廃棄物収集運搬処分業務委託】 ・ 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 ・ 契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかった。	松阪高等学校
	(21)【消防用設備等点検・報告業務委託】 契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていないかった。	松阪工業高等学校
	(22)【浄化槽維持管理委託】 契約準備行為を行っているが、見積通知に「落札決定の効果は、予算執行時において生じる。」旨の条件が記載されていないかった。	松阪商業高等学校
	(23)【学校用地測量業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	相可高等学校
	(24)【浄化槽清掃・保守点検業務委託】 ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・ 予定価格が設定されていないかった。	宮川高等学校
	(25)【廃棄物処理業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(26)【学校医に関する業務にかかる委託契約】 ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・ 随意契約の理由が記載されていないかった。	昴学園高等学校
	(27)【快刀乱麻のメンテナンス業務及びこれに付帯する業務委託契約】 契約の履行完了時の検査結果が記録されていないかった。	
	(28)【平成 21 年度 介護福祉系列の授業科目「社会福祉実習」に伴う校外実習】 契約の履行完了時の検査結果が記録されていないかった。	
	(29)【県立学校消防用設備等・報告業務】 契約書に定める実施責任者の設置について、書面で提出されていないかった。	宇治山田高等学校
	(30)【消防用設備等点検・報告委託業務】 ・ 電子入札の条件として、落札候補者には必要な技術者の資格確認の書類の提出を求めているが、提出されていた書類は、下請（予定）業者の技術者のものであった。 ・ 再委託について書面による承認をしていなかった。	明野高等学校

項 目	内 容	箇 所 名
	(31)【合併浄化槽維持管理業務(度会校舎)】 業者作成の仕様書を契約書に添付しているが、事務処理の経緯が不明確であった。	南伊勢高等学校
	(32)【合併浄化槽維持管理業務】 ・業者からの入札書の提出期間に誤りがあった。 ・当初委託仕様書の水質検査項目等に記載もれがあり、契約変更を行っていた。	鳥羽高等学校
	(33)【エレベータ保守点検業務委託】 業者からの見積書の提出時期に誤りがあった。	
	(34)【電話設備保守点検】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約準備行為の旨の記述が執行伺起案に記載されていなかった。 ・契約事務において、業務委託内容の仕様書が作成されておらず、見積書提出期限の記述もなく、見積書提出依頼文書もなかった。	水産高等学校
	(35)【消防用設備点検・報告委託業務】 契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。	
	(36)【レクリエーション講座実技指導及び講義業務委託】 予定価格が記録されていなかった。	あけぼの学園高等学校
	(37)【成績管理システムソフトウェア保守業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。	尾鷲高等学校
	(38)【福祉実習委託】 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。	
	(39)【消防用設備等点検・報告業務委託】 契約書に定める委託業務履行確認書が受託業者あて交付されていなかった。	木本高等学校
	(40)【2 学年修学旅行(引率教員分)入場料取り扱い委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(41)【中継ポンプ槽及び分離槽清掃】 「執行伺い」と「契約締結伺い」とで、記載されている随意契約理由にかかる適用条号が相違していた。	盲学校
	(42)【昇降機(エレベーター)保守点検業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	度会特別支援学校
	(43)【平成 21 年度「青少年劇場小公演」実施委託契約】 随意契約の理由が具体的に記載されていなかった。	東紀州くろしお学園

項目	内容	箇所名
イ 補助金等	(1)【夜間定時制高等学校夜食費補助金】 交付先の「亀山高等学校給食会」の会則がなく、団体としての体制に不備があった。	亀山高等学校
	(2)【夜間定時制高等学校夜食費補助金】 ・実績報告書が期日までに提出されていなかった。 ・額の確定前に精算払いを行っていた。	みえ夢学園高等学校
	(3)【夜間定時制高等学校夜食費補助金】 交付申請、交付決定、実績報告、額の確定がすべて同日になっていた。	松阪工業高等学校
ウ 旅費	(1)【先進地視察】 ・自宅から駅までの経路が旅費請求内訳書に記載されていなかった。 ・旅費の支給誤りがあった。(2件) ・復命書の記載が不十分であった。	桑名西高等学校
	(2)【第12回全国環境学習フェア】 旅費請求書に航空運賃の支払額を確認できる書類が添付されていなかった。	
	(3)【第57回全工協研究協議会北海道大会】 ・旅行命令と実際の行程が一致していなかった。 ・復命書の記載が不十分であった。	桑名工業高等学校
	(4)【第14回全国高等学校総合学科教育研究大会】 旅費の支給誤りがあった。	いなべ総合学園高等学校
	(5)【第2回全国高等学校情報教育研究大会】 復命書の記載が不十分であった。	
	(6)【赴任旅費】 旅費の支給誤りがあった。	
	(7)【工業教員の技術向上のための講習講座(土木)】 公務出張に使用する自家用車使用届出書が提出されていなかった。	四日市中央工業高等学校
	(8)【企業訪問】 公務出張に使用する自家用車使用届出書が提出されていなかった。	
	(9)【インターンシップ巡回】 公務出張に使用する自家用車使用届出書が提出されていなかった。	
	(10)【ALT派遣】 旅行命令を受けた発着地と実際の発着地が異なっていた。	白子高等学校
	(11)【第40回日本吹奏楽指導者クリニック】 精算時のシステムへの入力誤りによる旅費の支給誤りがあった。	
	(12)【平成21年度子どもの体力向上指導者養成研修】 事前に旅行命令権者の有料道路、駐車場利用料金の承認が得られていなかった。	津高等学校
	(13)【平成21年度全国福祉高等学校長会第15回総会・研究協議会、福祉担当教員等研究協議会】 復命書の記載が不十分であった。	みえ夢学園高等学校

項 目	内 容	箇 所 名
	(14)【第37回全国理数科教育研究大会】 最も経済的な経路による行程となっていなかった。	松阪高等学校
	(15)【第31回東海地区高等学校商業実務総合競技大会】 旅行命令権者の「自家用車等による児童・生徒の輸送申請書」の承認が得られていなかった。	松阪商業高等学校
	(16)【園芸福祉に関する研修】 ・事前に旅行命令権者に通常の経路以外の方法の特別承認が得られていなかった。 ・復命書の記載が不十分であった。	相可高等学校
	(17)【全国校長会教育審判研究協議会】 旅費の支給誤りがあった。	宮川高等学校
	(18)【スクールカウンセラー連絡会議】 公務出張に使用する自家用車使用届出書が提出されていなかった。	宇治山田高等学校
	(19)【駿台予備校夏期教育研究セミナー】 概算旅費の復命精算が遅延していた。	
	(20)【第34回全日本高等学校書道教育研究会埼玉大会】 旅行命令書の用務先に記載もれがあった。	
	(21)【全国高等学校農場協会近東支部大会、近畿・東海地区高等学校農業教育研究大会】 出張用務の内容や必要性、参加の是非や参加人数を十分検討せず出張を行っていた。	明野高等学校
	(22)【第60回近畿高等学校家庭科研究大会】 復命書の記載が不十分であった。	
	(23)【第48回学校体育研究大会】 最も経済的な経路による行程となっていなかった。	尾鷲高等学校
工 物品等購入	(1) 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。	桑名西高等学校
	(2) 年度末の消耗品購入において、早期に計画調整を行わなかったため入札を行えず、見積合せを実施しているものが一部あった。	四日市商業高等学校
	(3) 年度末に集中して物品購入を行っていた。	亀山高等学校
	(4) 支出負担行為日を遡って処理していた。	松阪高等学校
	(5) 年度末に集中して物品購入を行っていた。	宇治山田高等学校
	(6) 支出負担行為日を遡って処理していた。	伊勢工業高等学校
	(7) 契約事務（物件関係）にかかる事業者選定取扱要領に基づくローテーション表が作成されていなかった。	木本高等学校
	(8) 支出負担行為日を遡って処理していた。	紀南高等学校
	(9) 校舎等の修繕について、比較的短期間に複数件数を同一の業者に発注している例が見られた。	
	(10) 支出負担行為日を遡って処理していた。	埋蔵文化財センター

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
教育支援分野	(1) 勤務地の異動に伴い年度途中で通勤届を変更しているが、異動後も前勤務地までの通勤手当（定期代・2ヶ月分）を誤って支給していた。
白子高等学校	(2) スクールカウンセラーの報酬について、勤務実績報告に記載された勤務日・勤務時間数と出勤簿に押印された日時が一致していない事例があった。
亀山高等学校	(3) 通勤手当の通勤距離の測定が誤っていた。
津高等学校	(4) 住居手当の認定誤りがあった。
津工業高等学校	(5) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。
	(6) 通勤手当の通勤距離の測定が誤っていた。
久居農林高等学校	(7) 賃金の単価改正による計算誤りにより歳出戻入を行っていた。
白山高等学校	(8) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。
松阪商業高等学校	(9) 特殊勤務手当が休暇取得日に支給されていた。
鳥羽高等学校	(10) 扶養手当の戻入手続きが遅延していた。
水産高等学校	(11) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。
あけぼの学園高等学校	(12) 通勤手当の支給について、経済的かつ合理的な通勤経路に基づき支給されていない案件があった。
尾鷲高等学校	(13) 通勤手当の認定誤りにより歳出戻入を行っていた。
	(14) 通勤手当の認定誤りにより追給を行っていた。
盲学校	(15) 通勤手当の認定に誤りがあった。
城山特別支援学校	(16) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。
西日野にし学園	(17) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。
	(18) 通勤手当の認定誤りにより歳出戻入を行っていた。
	(19) 賃金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
東紀州くろしお学園	(20) 扶養手当の認定誤りにより歳出戻入を行っていた。
	(21) 通勤手当の認定誤りによる歳出戻入を行っていた。
熊野少年自然の家	(22) 扶養手当の認定時書類が添付されていなかった。

の記載のあるものは、平成22年度に事務引継ぎされた総務部総務事務室において監査を行ったものである。ただし、監査対象は21年度支出にかかる諸手当のため、職員の所属箇所意見に記載した。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 菰野高等学校の学校用地の一部について、使用にかかる権利関係が未整理であり、さらに菰野町との確約書に基づく国有地の払い下げが履行されていない。	教育支援分野
	(2) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可（貸付）台帳が作成されていなかった。	
	(3) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。	桑名西高等学校
	(4) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。	四日市中央工業高等学校
	(5) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。	神戸高等学校
	(6) 建物等の解体撤去された分について、公有財産台帳に計上されていなかった。	亀山高等学校
	(7) 学校が把握している津市排水路にかかる占用面積と市の申請面積が異なっていた。	津工業高等学校
	(8) 重要物品のうち使用されていないものがあった。	
	(9) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可（貸付）台帳が作成されていなかった。	みえ夢学園高等学校
	(10) 破損したパソコン2台を在庫のまま保管していた。	松阪高等学校
	(11) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可（貸付）台帳が作成されていなかった。	松阪商業高等学校
	(12) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。	相可高等学校
	(13) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可（貸付）台帳が作成されていなかった。	昴学園高等学校
	(14) 教育財産目的外使用許可にかかる手続きについて、使用料の免除理由が起案に明記されていなかった。	宇台山田高等学校
	(15) 教育財産目的外使用にかかる自動販売機の光熱水費の請求先が使用許可者となっていなかった。	
	(16) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。	
	(17) 重要物品のうち使用されていないものがあった。	尾鷲高等学校
	(18) 教育財産に係る定期報告が行われていなかった。	木本高等学校
	(19) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。	
	(20) 教育財産目的外使用許可にかかる建物使用料の算定誤りがあった。	紀南高等学校
	(21) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。	盲学校

項目	内 容	箇所名
	(22) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。	埋蔵文化財センター
	(23) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。	熊野少年自然の家
イ 金品亡失	(1) 公用車フロントガラスの損傷(修理費 109,109 円)	研修分野
	(2) パソコンの損傷(修理費 73,500 円)	桑名西高等学校
	(3) 校舎内トイレでの火災の発生(修理費 92,400 円)	いなべ総合学園高等学校
	(4) 溶解炉の損傷(修理費 299,985 円)	四日市工業高等学校
	(5) パソコンの損傷(修理費 76,650 円)	四日市商業高等学校
	(6) パソコンの損傷(修理費 82,950 円)	
	(7) パソコンの損傷(修理費 21,000 円)	津高等学校
	(8) 公用車の損傷(修理費 13,020 円)	津西高等学校
	(9) パソコンの損傷(修理費 78,750 円)	松阪高等学校
	(10) パソコンの損傷(修理費 76,650 円)	相可高等学校
	(11) 公用車フロントガラスの破損(修理費 48,800 円)	宮川高等学校
	(12) パソコンの損傷(修理費 21,000 円)	上野高等学校
	(13) パソコンの損傷(修理費 73,500 円)	名張高等学校
	(14) パソコンの損傷(修理費 21,000 円)	木本高等学校
	(15) 公印の破損(取得価格 6,300 円)	稲葉特別支援学校
	(16) パソコンの損傷(8台 修理費 575,400 円)	書面監査(7校)
	(17) 窓ガラスの破損(4枚 修理費 53,855 円)	書面監査(2校)

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
桑名北高等学校	(1) 誤って県費で支出したことにより歳出戻入を行っていた。
四日市中央工業高等学校	(2) 消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。
四日市商業高等学校	(3) 公印使用について、起案文書の「公印、校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印がないものがあつた。
	(4) 負担金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。

箇所名	内 容
北星高等学校	(5) 報償費、旅費の支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。
白子高等学校	(6) 公印使用について、起案文書の「公印、校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印がないものがあった。
	(7) 起案文書に、決裁日、文書の日付が記載されていなかった。
亀山高等学校	(8) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
津高等学校	(9) 消耗品費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
みえ夢学園高等学校	(10) 使用料及び賃借料等の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
白山高等学校	(11) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
宇治山田高等学校	(12) 会計事務自己検査要綱に基づく、会計事務自己検査が1期分しか行われていなかった。
上野高等学校	(13) 光熱水費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
名張桔梗丘高等学校	(14) 光熱水費の支払方法の誤りにより歳出戻入を行っていた。
西日野にし学園	(15) 個人情報等が流出する事態が発生した。
書面監査(15校)	(16) 事務処理誤り等により歳出戻入を行っていた。

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
昴学園高等学校	(1) 人身事故(負担割合: 県 90%・相手 10%) (物損額 : 県 268,644 円・相手 892,500 円) (治療費等: 県 0 円・相手 1,637,888 円)
明野高等学校	(2) 物損事故(負担割合: 県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 0 円・相手 261,242 円)
	(3) 物損事故(負担割合: 県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 0 円・相手 80,955 円)
	(4) 自損事故(損害額 49,350 円)
埋蔵文化財センター	(5) 自損事故(損害額 50,000 円)
熊野少年自然の家	(6) 物損事故(負担割合: 県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 31,500 円・相手 266,238 円)

県費負担の発生しないもの(自家用車の公用使用、相手方全額負担等)を除く。
公道以外での自損事故を含む。

労働委員会事務局

概ね適正に処理されていた。

海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局

1 事業の執行に関する意見
概ね適正に処理されていた。

2 財務等に関する意見

(1) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 旅費	(1) 【平成 21 年度海区漁業調整委員会事務局職員研修会兼都道府県漁業調整担当者会議】 旅費請求書に航空運賃の支払額を確認できる書類が添付されていなかった。	海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局

(2) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局	(1) 社会保険料の過払いにより歳出戻入を行っていた。

警察本部

1 事業の執行に関する意見

(犯罪の抑止と検挙率の向上)

- (1) 平成 21 年の刑法犯認知件数は 25,540 件であり、第二次戦略計画の施策目標項目「刑法犯認知件数」の目標値 24,000 件であることから、その達成状況は 0.94 にとどまっている。

また、凶悪犯の検挙率についても、21 年は 70.8%と、前年と比べて 17.4 ポイント低下している。

このため、地域との連携を密にし、犯罪の抑止と検挙率の向上により一層取り組まれない。
(生活安全部 生活安全企画課、刑事部 刑事企画課)

(交通事故の発生防止)

- (2) 平成 21 年の交通事故死者数は 112 人で、過去最少の水準で推移したものの、前年に比し 2 人増加しており、また、人口 10 万人当たりの死者数も、全国ワースト第 10 位(都道府県別)であり、過去 10 年を見ても常にワースト上位にある。

今後は、従前の発生防止策の取組効果を検証のうえ、県内における交通死亡事故の特徴である、高齢者死亡事故が多いこと、シートベルト非着用死者が多いこと、及び飲酒運転などの悪質危険違反が多いことなどの実態を踏まえ、より効果的な発生防止対策に一層取り組まれない。
(交通部 交通企画課)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

放置違反金の収入未済額が、38,884,000 円(対前年度比 88.1%)あり、前年度と比べて 5,244,000 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生の防止に努められたい。

また、過年度分にかかる放置違反金の収入未済額については、前年度と比べて 8,984,000 円(対前年度比 151.3%)増加しており、徴収すべき延滞金も増大している。道路交通秩序を維持する観点からも、一層取り組みを強化されたい。

さらに、公用車損傷による賠償金としての弁償金の収入未済額が 296,407 円あり、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

収入未済科目等	平成 21 年度		平成 20 年度	
放置違反金	現年度	12,401,000 円	現年度	26,629,000 円
	過年度	26,483,000 円	過年度	17,499,000 円
	計	38,884,000 円	計	44,128,000 円
弁償金	現年度	48,607 円	現年度	-
	過年度	247,800 円	過年度	247,800 円
	計	296,407 円	計	247,800 円
その他	現年度	41,437 円		-
計		39,221,844 円		44,375,800 円

イ 地域機関分

収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
いなべ警察署	(1) 駐在所電気代の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
四日市西警察署	(2) 駐在所電気代の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
亀山警察署	(3) 歳入額の誤りにより歳入戻出を行っていた。
鈴鹿警察署	(4) 光熱水費等の分担金の積算誤りにより歳入戻出を行っていた。
	(5) 消耗品費等の分担金の積算誤りにより歳入戻出を行っていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託	(1) 【一般廃棄物収集運搬業務委託】 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。	津警察署
イ 旅費	(1) 【中部管区警察学校巡査部長任用科（第70期） 教養】 復命書の記載が不十分であった。	交通部交通機動隊
	(2) 【捜査用務】 旅行命令書に用務先が記載されていなかった。	四日市北警察署
ウ 物品等購入	(1) 【契約事務（物件関係）にかかる事業者選定取扱要領の運用】 選定及び見積り合せの結果が、契約事務（物件関係）にかかる事業者選定取扱要領に規定されたローテーション表に記録されていなかった。	警務部 会計課

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
交通部運転免許センター	(1) 通勤手当の認定通勤経路が複数認められていた。
四日市北警察署	(2) 報償費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
津南警察署	(3) 報酬の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
大台警察署	(4) 住宅手当の事後確認が不十分であった。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容	箇所名
ア 金品亡失	(1) 公用車の損傷（修理代 119,490 円）	四日市南警察署
	(2) 公用車の損傷（修理代 91,266 円）	鈴鹿警察署
	(3) 公用車の損傷（修理代 68,727 円）	津警察署
	(4) 公用車の損傷（修理代 18,795 円）	松阪警察署
	(5) 公用車の損傷（修理代 92,809 円）	
	(6) 公用車の損傷（修理代 117,690 円）	鳥羽警察署
	(7) 公用車の損傷（修理代 130,452 円）	
	(8) 公用車の損傷（修理代 71,421 円）	熊野警察署
	(9) 公用車の損傷（修理代 10,500 円）	伊賀警察署
	(10) 公用車の損傷（修理代 6,825 円）	名張警察署

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
桑名警察署	(1) 消耗品費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(2) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(3) 光熱水費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
いなべ警察署	(4) 燃料費等の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(5) 請求書の誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。
四日市北警察署	(6) 消耗品費の支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。
	(7) 燃料費の支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。
四日市南警察署	(8) 通信運搬費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(9) 委託料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(10) 使用料及び賃借料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
四日市西警察署	(11) 旅費の行程誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。
亀山警察署	(12) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
津警察署	(13) 使用料及び賃借料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
松阪警察署	(14) 消費税分の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
伊勢警察署	(15) 支払先の誤りにより歳出戻入を行っていた。

箇所名	内 容
	(16) 委託料等の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
鳥羽警察署	(17) 旅費の行程誤りによる誤払いにより歳出戻入が散見された。 (18) 旅費の出張の取りやめの手続きを行わなかったことによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。
紀宝警察署	(19) 光熱水費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (20) 旅費の誤払いより歳出戻入を行っていた。
伊賀警察署	(21) 旅費の行程誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。
名張警察署	(22) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
県警本部	(1) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （負担額：県 13,895 円・相手 425 円）
	(2) 物損事故（負担割合：県 85%・相手 15%） （負担額：県 26,350 円・相手 124,950 円）
	(3) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （負担額：県 0 円・相手 139,450 円）
	(4) 物損事故（負担割合：県 70%・相手 30%） （負担額：県 76,091 円・相手 85,723 円）
桑名警察署	(5) 物損事故（負担割合：県 25%・相手 75%） （物損額：県 16,747 円・相手 42,250 円）
	(6) 自損事故（損害額 60,606 円）
いなべ警察署	(7) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 0 円・相手 29,925 円）
四日市北警察署	(8) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 0 円・相手 142,050 円）
津警察署	(9) 自損事故（損害額 166,280 円）
	(10) 物損事故（負担割合：県 15%・相手 85%） （物損額：県 14,878 円・相手 84,307 円）
	(11) 自損事故（損害額 213,583 円）
	(12) 物損事故（負担割合 示談中）
松阪警察署	(13) 自損事故（損害額 641,632 円）
	(14) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （物損額：県 8,211 円・相手 9,444 円）
大台警察署	(15) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （物損額：県 36,925 円・相手 57,000 円）

箇所名	内 容
伊勢警察署	(16) 物損事故 (負担割合: 県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 13,461 円・相手 96,443 円)
	(17) 物損事故 (負担割合: 県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 0 円・相手 63,776 円)
鳥羽警察署	(18) 自損事故 (損害額 133,535 円)
	(19) 物損事故 (負担割合: 県 40%・相手 60%) (物損額 : 県 1,323 円・相手 11,760 円)
紀宝警察署	(20) 自損事故 (損害額 3,927 円)
伊賀警察署	(21) 物損事故 (負担割合: 県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 49,610 円・相手 169,008 円)
名張警察署	(22) 人身事故 (負担割合: 県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 0 円・相手 336,696 円) (治療費等: 県 0 円・相手 172,049 円)
	(23) 物損事故 (負担割合 示談中)
	(24) 自損事故 (損害額 235,922 円)

県費負担の発生しないもの(自家用車の公用使用、相手方全額負担等)を除く。
公道以外での自損事故を含む。

別 表〔監査実施箇所一覧〕

1 総括本監査の実施年月日等

部 局 等	実施年月日	監査区分		部 局 等	実施年月日	監査区分	
		実地	書面			実地	書面
政策部	平成22年 9月 7日			企業庁	平成22年 8月 6日		
総務部	平成22年 9月14日			病院事業庁	平成22年 8月 6日		
防災危機管理部	平成22年 8月30日			議会事務局	平成22年 9月14日		
生活・文化部	平成22年 9月 6日			監査委員事務局	平成22年 8月30日		
健康福祉部	平成22年 9月14日			人事委員会事務局	平成22年 9月 6日		
環境森林部	平成22年 9月14日			教育委員会事務局	平成22年 9月14日		
農水商工部	平成22年 9月 6日			労働委員会事務局	平成22年 9月13日		
県土整備部	平成22年 9月 7日			海区漁業調整委員会 (内水面漁場管理委員会) 事務局	平成22年 9月13日		
出納局	平成22年 8月30日			警察本部	平成22年 8月30日		

2 部局等別の監査実施箇所及び実施年月日等

(注) 県民センターは政策部に、農林水産商工環境事務所(農政環境事務所、農林商工環境事務所)は農水商工部に記載している。

【政策部】

(実地監査 15 箇所)			(書面監査：1 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 22 年 9 月 13 日
箇 所 別	経 営 企 画 分 野	平成22年 9月 7日	・ 実施先 東京事務所
	政 策 企 画 分 野	平成22年 9月 2日	
	地 域 支 援 分 野	平成22年 9月 7日	
	情 報 化 ・ 統 計 分 野	平成22年 9月 2日	
	東紀州対策分野(局)	平成22年 9月 7日	
	「美し国おこし・三重」推進室	平成22年 9月 7日	
	桑 名 県 民 セ ン タ ー	平成22年 7月 2日	
	四 日 市 県 民 セ ン タ ー	平成22年 6月29日	
	鈴 鹿 県 民 セ ン タ ー	平成22年 7月23日	
	津 県 民 セ ン タ ー	平成22年 8月12日	
	松 阪 県 民 セ ン タ ー	平成22年 8月11日	
	伊 勢 県 民 セ ン タ ー	平成22年 6月29日	
	伊 賀 県 民 セ ン タ ー	平成22年 7月 2日	
	尾 鷲 県 民 セ ン タ ー	平成22年 8月11日	
	熊 野 県 民 セ ン タ ー	平成22年 8月11日	

【総務部】

(実地監査：6箇所)		(書面監査：5箇所)
監査実施先	監査実施年月日	実施年月日 平成22年9月13日
箇所別	組織・職員分野	平成22年9月14日
	財政・施設分野	平成22年9月1日
	四日市県税事務所	平成22年6月29日
	津総合県税事務所 (自動車税事務所)	平成22年6月11日
	松阪県税事務所	平成22年6月11日
	紀州県税事務所	平成22年8月12日
		・ 実施先 桑名県税事務所、 鈴鹿県税事務所、 伊勢県税事務所、 伊賀県税事務所、 職員研修センター

【防災危機管理部】

(実地監査：1箇所)		(書面監査：1箇所)
監査実施先	監査実施年月日	実施年月日 平成22年9月13日
防災危機管理分野	平成22年8月30日	・ 実施先 消防学校

【生活・文化部】

(実地監査：7箇所)		(書面監査：3箇所)
監査実施先	監査実施年月日	実施年月日 平成22年9月13日
箇所別	経営企画分野	平成22年9月6日
	文化・生涯学習分野	平成22年8月31日
	勤労・生活分野	平成22年8月31日
	人権・社会参画・国際分野	平成22年8月31日
	図書館	平成22年4月8日
	美術館	平成22年4月8日
	斎宮歴史博物館	平成22年4月15日
		・ 実施先 人権センター、 津高等技術学校、 博物館

【健康福祉部】

(実地監査：17箇所)		(書面監査：7箇所)
監査実施先	監査実施年月日	実施年月日 平成22年9月13日
箇所別	経営企画分野	平成22年9月14日
	健康・安全分野	平成22年9月2日
	保健・医療分野	平成22年9月2日
	福祉政策分野	平成22年9月2日
	県立病院改革プロジェクト	平成22年9月2日
	こども局	平成22年9月14日
	桑名保健福祉事務所	平成22年7月2日
	津保健福祉事務所	平成22年6月11日
	伊賀保健福祉事務所	平成22年7月2日
	熊野保健福祉事務所	平成22年8月11日
	児童相談センター	平成22年7月1日
	松阪食肉衛生検査所	平成22年4月22日
	国児学園	平成22年4月8日
		・ 実施先 鈴鹿保健福祉事務所、 松阪保健福祉事務所、 伊勢保健福祉事務所、 尾鷲保健福祉事務所、 女性相談所、 障害者相談支援センター、 保健環境研究所

	草の実リハビリ テーションセンター	平成22年 4月22日	
	公衆衛生学院	平成22年 5月14日	
	こころの健康センター	平成22年 4月 8日	
	小児診療センター あすなろ学園	平成22年 4月22日	

【環境森林部】

(実地監査：4箇所)		(書面監査：1箇所)
監査実施先		監査実施年月日
		実施年月日 平成22年9月13日
箇所別	経営企画分野	平成22年 9月14日
	循環型社会構築分野	平成22年 9月 2日
	地球環境・生活環境分野	平成22年 9月 2日
	森林・林業分野	平成22年 9月 2日
		・ 実施先 林業研究所

【農水商工部】

(実地監査：18箇所)		(書面監査：9箇所)
監査実施先		監査実施年月日
		実施年月日 平成22年9月13日
箇所別	経営企画分野	平成22年 9月 6日
	農産振興分野	平成22年 9月 1日
	農業基盤整備分野	平成22年 9月 1日
	水産振興分野	平成22年 9月 1日
	商工・科学技術振興分野	平成22年 9月 1日
	観光局	平成22年 9月 6日
	四日市農林商工 環境事務所	平成22年 6月29日
	松阪農林商工環境事務所	平成22年 8月11日
	伊勢農林水産商工 環境事務所	平成22年 6月29日
	尾鷲農林水産商工 環境事務所	平成22年 8月12日
	病虫害防除所	平成22年 8月12日
	北勢家畜保健衛生所	平成22年 4月13日
	南勢家畜保健衛生所	平成22年 4月22日
	大阪事務所	平成22年 5月18日
	中央農業改良 普及センター	平成22年 8月12日
	農業大学校	平成22年 8月12日
	農業研究所	平成22年 4月15日
	水産研究所	平成22年 5月12日
		・ 実施先 桑名農政環境事務所、 津農林水産商工環境事務所、 伊賀農林商工環境事務所、 熊野農林商工環境事務所、 中央家畜保健衛生所、 紀州家畜保健衛生所、 計量検定所、 工業研究所、 畜産研究所

【県土整備部】

(実地監査：12箇所)			(書面監査：6箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日 平成22年9月13日
箇所別	経営企画分野	平成22年 9月 7日	<ul style="list-style-type: none"> 実施先 桑名建設事務所、 四日市建設事務所、 津建設事務所、 伊勢建設事務所、 熊野建設事務所、 北勢流域下水道事務所
	公共事業総合政策分野	平成22年 8月31日	
	道路政策分野	平成22年 8月31日	
	流域整備分野	平成22年 8月31日	
	住まいまちづくり分野	平成22年 8月31日	
	工事検査担当	平成22年 8月31日	
	鈴鹿建設事務所	平成22年 7月23日	
	松阪建設事務所	平成22年 6月29日	
	志摩建設事務所	平成22年 7月21日	
	伊賀建設事務所	平成22年 7月 2日	
	尾鷲建設事務所	平成22年 8月12日	
	中勢流域下水道事務所	平成22年 8月12日	

【出納局】

(実地監査：1箇所)	
監査実施先	監査実施年月日
出納分野	平成22年 8月30日

【企業庁】

(実地監査：6箇所)			(書面監査：3箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日 平成22年9月13日
箇所別	経営分野	平成22年 8月 6日	<ul style="list-style-type: none"> 実施先 中勢水道事務所、 志摩水道事務所、 水質管理情報センター
	事業分野	平成22年 8月 6日	
	北勢水道事務所	平成22年 7月16日	
	南勢水道事務所	平成22年 7月16日	
	三瀬谷発電管理事務所	平成22年 7月16日	
	三重ごみ固形燃料発電所	平成22年 7月 2日	

【病院事業庁】

(実地監査：5箇所)			(書面監査：-箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日 -
箇所別	県立病院経営分野	平成22年 8月 6日	
	総合医療センター	平成22年 7月16日	
	こころの医療センター	平成22年 7月 1日	
	一志病院	平成22年 7月 1日	
	志摩病院	平成22年 7月21日	

【議会事務局】

(実地監査 : 1 箇所)	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
議 会 事 務 局	平成22年 9月14日

【監査委員事務局】

(実地監査 : 1 箇所)	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
監査委員事務局	平成22年 8月30日

【人事委員会事務局】

(実地監査 : 1 箇所)	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
人事委員会事務局	平成22年 9月 6日

【教育委員会事務局】

(実地監査 : 35 箇所)		(書面監査 : 45 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日 平成 22 年 9 月 13 日
箇 所 別	経 営 企 画 分 野	平成22年 9月14日
	教 育 支 援 分 野	平成22年 9月 1日
	学 校 教 育 分 野	平成22年 9月 1日
	社 会 教 育 ・ ス ポ ー ツ 分 野	平成22年 9月 1日
	研 修 分 野	平成22年 9月 1日
	桑 名 西 高 等 学 校	平成22年 4月13日
	い な べ 総 合 学 園 高 等 学 校	平成22年 4月13日
	四 日 市 四 郷 高 等 学 校	平成22年 4月20日
	四 日 市 中 央 工 業 高 等 学 校	平成22年 4月20日
	北 星 高 等 学 校	平成22年 4月13日
	白 子 高 等 学 校	平成22年 4月23日
	亀 山 高 等 学 校	平成22年 4月23日
	津 高 等 学 校	平成22年 4月23日
	み え 夢 学 園 高 等 学 校	平成22年 4月26日
	久 居 農 林 高 等 学 校	平成22年 4月23日
	白 山 高 等 学 校	平成22年 4月23日
	松 阪 高 等 学 校	平成22年 4月 9日
	松 阪 工 業 高 等 学 校	平成22年 4月 9日
	相 可 高 等 学 校	平成22年 4月15日
	昴 学 園 高 等 学 校	平成22年 4月16日
宇 治 山 田 高 等 学 校	平成22年 4月21日	
伊 勢 高 等 学 校	平成22年 4月21日	
		・ 実施先 熊野少年自然の家、 桑名高等学校、 桑名北高等学校、 桑名工業高等学校、 川越高等学校、 四日市高等学校、 四日市南高等学校、 四日市西高等学校、 朝明高等学校、 四日市農芸高等学校、 四日市工業高等学校、 四日市商業高等学校、 菰野高等学校、 神戸高等学校、 石薬師高等学校、 稲生高等学校、 飯野高等学校、 津西高等学校、 津東高等学校、 津工業高等学校、 津商業高等学校、 久居高等学校、 松阪商業高等学校、 飯南高等学校、 宮川高等学校、 伊勢工業高等学校、 宇治山田商業高等学校、

伊勢まなび高等学校	平成22年 4月16日	鳥羽高等学校、 志摩高等学校、 上野農業高等学校、 上野工業高等学校、 上野商業高等学校、 伊賀白鳳高等学校、 名張西高等学校、 名張高等学校、 尾鷲高等学校、 木本高等学校、 紀南高等学校、 聾学校、 杉の子特別支援学校、 緑ヶ丘特別支援学校、 稲葉特別支援学校、 特別支援学校玉城わかば学園、 特別支援学校北勢きらら学園、 特別支援学校東紀州くろしお学園
明野高等学校	平成22年 4月21日	
南伊勢高等学校	平成22年 4月16日	
水産高等学校	平成22年 5月12日	
上野高等学校	平成22年 5月14日	
あけぼの学園高等学校	平成22年 5月14日	
名張桔梗丘高等学校	平成22年 4月26日	
盲学校	平成22年 4月26日	
城山特別支援学校	平成22年 4月26日	
特別支援学校 伊賀つばさ学園	平成22年 4月26日	
特別支援学校 西日野にし学園	平成22年 4月13日	
度会特別支援学校	平成22年 4月16日	
埋蔵文化財センター	平成22年 4月15日	

【労働委員会事務局】

(書面監査)

- ・ 実施年月日 平成22年9月13日
- ・ 実施先 1箇所 労働委員会事務局

【海区漁業調整委員会事務局(内水面漁場管理委員会事務局を含む)】

(書面監査)

- ・ 実施年月日 平成22年9月13日
- ・ 実施先 1箇所 海区漁業調整委員会事務局
(内水面漁場管理委員会事務局を含む)

【警察本部】

(実地監査:10箇所)		(書面監査:9箇所)	
監査実施先	監査実施年月日	実施年月日 平成22年9月13日	
箇所別	警察本部各部・警察学校	平成22年 8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施先 いなべ警察署、 四日市南警察署、 四日市西警察署、 津南警察署、 松阪警察署、 伊勢警察署、 鳥羽警察署、 紀宝警察署、 伊賀警察署
	桑名警察署	平成22年 4月13日	
	四日市北警察署	平成22年 4月20日	
	亀山警察署	平成22年 4月22日	
	鈴鹿警察署	平成22年 4月23日	
	津警察署	平成22年 4月 8日	
	大台警察署	平成22年 4月15日	
	尾鷲警察署	平成22年 4月16日	
	熊野警察署	平成22年 4月15日	
	名張警察署	平成22年 4月26日	

平成 22 年度定期監査結果報告書

平成 22 年 10 月発行

三重県監査委員事務局

〒514-8570津市広明町13

TEL 059-224-2923

FAX 059-224-2220

<http://www.pref.mie.jp/KANSAI/HP/>

E-mail:kansai@pref.mie.jp